

令和6年9月甲良町議会定例会会議録

令和6年9月5日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 第4 報告第3号 令和5年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第5 報告第4号 令和5年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 報告第5号 令和5年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第7 認定第1号 令和5年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第2号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第3号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第4号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第5号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第6号 令和5年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第13 認定第7号 令和5年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第14 議案第42号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第43号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第44号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第45号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第46号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第47号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第48号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 号)
- 第21 議案第49号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第22 議案第50号 令和6年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第51号 令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第24 同意第5号 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めること
について
- 第25 同意第6号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第26 同意第7号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第27 一般質問

◎会議に出席した議員(10名)

1番	福原守	2番	木村誠治
3番	藤居吉也	4番	山田光義
5番	小森正彦	6番	西川誠一
7番	野瀬欣廣	8番	木村修
9番	西澤伸明	10番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長職務代理者

副町長	熊谷裕二	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	福原猛
会計管理者	大野けい子	学校教育課長	橋本善明
税務課長	望月仁	社会教育課長	大山一弥
企画監理課長	山崎志保美	呉竹センター館長	上田真司
住民人権課長	宮川哲郎	総務課参事	村田茂典
保健福祉課長	丸澤俊之	保健福祉課参事	中川一樹
産業課長	西村克英	建設水道課参事	寺居友彦
建設水道課長	村岸勉	総務課長補佐	宮寄一海
長寺センター館長	大野正人		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美

書記 山脇理恵

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年9月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に6番 西川議員、7番 野瀬議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月24日までの20日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間と決定しました。

これより、甲良町長職務代理者の副町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

副町長。

○熊谷副町長 本日令和6年甲良町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。平素は町政全般にわたり格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にご承知いただいているとおり、町長の入院加療のため8月の27日から9月30日まで私が職務代理者として務めさせていただきます。不慣れではございますけれども、本議会につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

提案説明に先立ちまして、本日までの若干の行政報告をいたします。

本町相手に提訴された裁判の進捗ですが、元町長から損害賠償の支払いを求めて提訴された案件については、6月14日に第2回目、8月の27日に第3回目の裁判が開かれ、現段階は双方がそれぞれの主張とその根拠についてやり取りしている状況で、次回裁判は10月24日に予定されているところでございます。

加えて、町長が出席しましたこの間の行事、会議等についてご報告します。

6月24日に上野衆議院議員にご来庁いただき、本町の実施または計画している事業を説明し、それに対する助言や協力を依頼しました。

7月1日に犯罪や非行防止、立ち直り支援を呼びかける活動であります第7

4回社会を明るくする運動のメッセージ伝達式が役場前で実施され、その伝達を受けました。

また、7月5日にマリアージュ彦根で開催された令和6年度国道8号バイパス建設促進期成同盟会の総会に出席し、8月2日には期成同盟会による国、県への要望活動に参加しました。

7月10日には多賀町で開催された滋賀県首長会議に出席し、本町の考えや要望を伝えさせていただき、併せて7月16日、翌17日には滋賀県町村会の6町で東京へ赴き、国が進める電算システム共通化に関する要望活動をデジタル庁や国会議員に対して行いました。

7月28日には滋賀県消防学校で開催された滋賀県消防操法訓練大会いわゆるポン操大会に今年度は本町消防団が2カ月にわたる早朝訓練の上出場され、その応援、激励に赴いたところです。

また、各行政組合等の会議も開催され、町長または代理で副町長が参加しており、その他町施策のために必要な会議等へ同様に参加しております。

次に、本9月定例会は令和5年度の各会計の決算審査をお願いすることから、令和5年度を総括する町長の所見を代読させていただきます。

こちらは配布させていただいております令和5年度決算の概要の冒頭に記載されたものとなります。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて4年目となり、5月には感染症法上の位置づけが5類に変更され、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりました。この感染症の影響は徐々に緩和されつつありますが、経済、社会、さらには人々の行動、意識、価値観にまで波及し、大きな変革を余儀なくされる状況に変わりありません。

加えて、ロシアによるウクライナへの侵攻も継続中で、国際情勢は不安定なまま世界的に原材料価格が上昇し、急激な円高の影響もあり、原油等エネルギー価格は高騰し、光熱水費をはじめ様々な生活必需品の価格が依然として値上がりしています。

そこで、本町では国の臨時交付金等を活用し、物価高騰対策として低所得者世帯への給付金交付をはじめ、全世帯に燃料券の配布を実施し、子育て世帯には町内産の米や図書カードを配布しました。加えて、医療機関、農業経営者に対する事業継続支援やスポーツイベントの開催など、町民生活を支えるための対策に取り組んできたところです。

本町は令和4年4月1日付で過疎地域に指定され、甲良町過疎地域持続的発展計画に定める11項目の指針に基づいて急激な人口減少に対応するための施策構築を進めています。

また、同年10月には甲良町第三次財政健全化計画を策定し、行財政改革の

ための指針を示し、本計画に基づき、令和5年度では各年度別に取り組む18項目の具体的な改革プログラム案を策定しました。

令和5年度は、第四次甲良町総合計画に示した「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち～住む人が誇りに思う町をめざして～」の実現に向け、より質の高い住民生活のため、地域福祉の充実、子育て支援、教育の充実、産業の振興、地域活動等を推進するための施策を展開してきたところです。

具体的な施策や数値については本決算の概要に示したとおりですが、今後も価格高騰の影響は続くものと想定され、住民生活も厳しさを増すと考えられます。本町の財政運営においても税収の安定的な確保が一段と厳しさを増す中、さきに示した改革プログラムの推進と併せ、各事業について緊急性、必要性を検証し、事業の廃止を含めた見直しによる歳出削減を図るとともに、自主財源の確保が必要であります。

今後とも、住民生活の向上、住民福祉の充実に向け、創意と工夫し、安心安全で住む人が誇りに思うまちづくりをめざして地方自治法第1条2に規定された地方公共団体の役割である住民の福祉の増進を図るため、同法第2条に示された最少の経費で最大の効果を上げるよう、事業の効率的な実施に努める次第であります。

以上、令和5年度決算の審査に際した町長所見でした。

それでは、本日提案させていただいております案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第2号は、町道の破損に伴い発生した事故に関し、その損害の賠償を町長の専決処分により決定したので、その報告となります。

報告第3号から5号は、財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告となります。

引き続き各会計とも財政の健全維持に向けて努力する所存であります。

認定第1号から認定第7号は、令和5年度の甲良町一般会計及び4つの特別会計、2つの企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

まず、認定第1号 令和5年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入決算額が4億3,056万1,324円で、歳出決算額が3億9,607万8,926円。実質収支は1億6,312万3,98円となっています。

続いて、認定第2号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額が9億3,273万8,799円で、歳出決算額が9億1,806万7,508円。実質収支は1,466万3,377円となっています。

続いて、認定3号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算

認定については、歳入決算額が102万3,688円で、歳出決算額が22万5,213円。実質収支は79万8,475円となっています。

続いて、認定第4号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額が10億415万8,840円で、歳出決算額が9億7,580万2,279円。実質収支は2,835万6,561円となっています。

続いて、認定第5号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額が9,071万2,416円で、歳出決算額が8,867万3,449円、実質収支は203万8,967円となっています。

続いて、認定第6号 令和5年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告認定については、収益的収入が1億8,408万6,247円で、収益的支出が1億6,056万4,801円、差引額は2,352万1,446円、資本的収入がゼロ円で資本的支出が6,809万4,139円、差引額はマイナス6,809万4,139円となり、このマイナスについては減債積立金取崩金6,809万4,139円で補填しています。

続いて、認定第7号 令和5年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告については、収益的収入が3億3,697万6,019円で、収益的支出が3億1,246万9,405円、差引額は2,450万6,614円、資本的収入が2億3,189万9,000円で、資本的支出が3億146万8,700円、差引額はマイナス6,956万9,700円となり、このマイナスについては過年度損益勘定留保金166万6,768円、当年度損益勘定留保資金5,532万3,452円、減債積立金取崩額1,257万9,480円、計6,956万9,700円で補填しています。

議案第42号は、地方税法の一部が改正されたことに伴う甲良町税条例の一部を改正する条例であり、所要の改正を行うものであります。

議案第43号は、令和5年に改正されたマイナンバー法等が施行されることに伴い、甲良町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第44号は、さきの3月議会でもご説明させていただいた粗大ごみ個別回収の開始に伴い必要となる手数料を定めるため甲良町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第45号は、令和6年度甲良町一般会計補正予算(第3号)で、1億9,996万円を追加し、補正後の予算額を44億3,531万4,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、前年度決算に伴う繰越金1億2,312万円を追加するほか、普通交付税の当初決定により4,016万9,0

00円の追加、児童手当の制度変更に伴う交付金1,722万9,000円、低所得者への交付金や定額減税調整給付金等への財源として物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金1億1,006万2,000円など国庫支出金の増額等所定の財源を計上しており、また、歳出では、総務管理費として法により繰越金の半額を積み立てる必要があることから財政調整基金積立金8,200万円を計上したほか、定額減税調整給付金6,000万円を計上するなどしています。また、児童福祉費では、制度変更に伴い児童手当を1,681万5,000円追加し、道路橋梁費では冬季に向け除雪委託費1,746万円を計上するなど、各施策に必要な予算を計上しており、加えて、4月人事異動等に伴う人件費の補正も併せて行っております。

議案第46号は、令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、2,356万円を追加し、総額を9億4,584万1,000円とするものであります。

主な内容としましては、歳入に前年度繰越金1,466万2,000円のほか、一般会計からの繰入金301万8,000円、国保連合からの前年度余剰金の配分588万円を計上し、歳出では、基金積立金7,500万円とするほか、前年度の補助金返還金を計上し、また、4月人事異動に伴う人件費の増額計上などをするものです。

議案第47号は、令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）で、83万円を追加し、総額を196万円とするものであります。

主な内容としましては、前年度繰越金79万8,000円などを歳入に計上し、歳出では一般会計への返還金83万円を増額するものです。

議案第48号は、令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、3,050万1,000円を追加し、総額を9億7,114万9,000円とするものであります。

主な内容としましては、歳入では前年度繰越金2,835万5,000円を計上するほか、歳出に伴う国や県の支出金、一般会計からの繰入金を計上し、歳出では、介護給付費準備基金積立金1,450万円、補助金等返還金1,324万7,000円などを増額するほか、人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

議案第49号は、令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）で、205万9,000円を追加し、総額を1億268万1,000円とするものであります。

主な内容としましては、歳入では前年度繰越金203万7,000円を計上するなどし、歳出では決算に伴う広域連合への保険料分負担金177万円の増額、また、前年度に還付できなかった保険料返還金22万9,000円を計上

するほか、人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

議案第50号は、令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）、収益的支出に634万6,000円を追加し、総額を1億6,964万6,000円とし、資本的支出に798万円を追加し、1億5,847万円とするものであります。

主な内容としましては、資本的支出では人事異動に伴う人件費補正、資本的支出では取水ポンプの更新費用についての補正を行うものです。

議案第51号は、令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）で、収益的支出において予算を組み替えるもので、総額に変更はありません。

主な内容としましては、資本的歳出で、人件費及び弁護士費用の補正を行うものです。

同意第5号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めるものであります。

また、同意第6号及び第7号につきましては、甲良町教育委員会委員の任命について同意を求めるものであります。

以上、本日提出しました案件につきましてその概要の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、同意等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○丸山議長 日程第3 報告第2号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 私の方から、報告第2号についてご説明の方をさせていただきます。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

裏面をお願いいたします。

専第2号ということで、専決処分をさせていただいております。

期日につきましては、令和6年8月19日ということにさせていただきます。2枚目に書かせていただいておりますけれども、内容につきましては、損害賠償の額を定めることについてでありまして、財物事故による損害を次のとおり賠償するものとするにさせていただきます。

相手方につきましては、記載の方でございます。

事故の概要としましては、令和6年7月18日午前8時頃、町道水道事務所北線の道路路面の石張りが浮き上がっており、道路走行中の際に相手方が運転する相手方所有の自動車の左後ろタイヤ、ホイールが破損したものでございます。

損害賠償額としましては、12万1,748円となっております。

こちらの方を専決処分させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

以上になります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第3号から日程第6 報告第5号までを一括議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 報告第3号でございます。

令和5年度甲良町財政健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長。

裏面をお願いします。

令和5年度甲良町財政健全化判断比率。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、生じておりません。実質公債費比率は9.2%、将来負担比率につきましては、生じておりません。

以上です。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 報告第4号 令和5年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について、説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

令和5年度水道事業会計資金不足比率については、資金不足比率、発生しておりません。

以上です。

(発言する者あり)

○村岸建設水道課長 続きまして、報告第5号 令和5年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告について、報告申し上げます。

こちらも水道と同じように、地方公共団体財政の健全化に関する法律の第2

2条第1項の規定により、甲良町下水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

資金不足比率については、発生しておりません。

以上です。

○丸山議長　ここで、監査委員の木村修議員から令和5年度甲良町財政健全化判断比率、同じく水道事業会計資金不足比率、並びに下水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

監査委員の木村修議員。

○木村修議員　それでは、報告をさせていただきます。

甲良町長　寺本純二様。甲良町監査委員　上野安徳。同　木村修。

令和5年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、令和5年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。審査に付された下記健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

①実質赤字比率について。令和5年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

②連結実質赤字比率について。令和5年度の連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は算出されない。

③実質公債費比率について。令和5年度の実質公債費比率は9.2%となっており、前年度に比べて1.1ポイント低くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り、良好である。

④将来負担比率について。令和5年度の将来負担比率は将来負担額から充当可能財源等を引くとマイナスであり、比率は算出されないため、健全である。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、水道及び下水道の意見書の報告に移るわけですが、水道と下水道の文言がほぼ同じと認められますので、水道と下水道の報告を一括で行いたいと思います。

甲良町　寺本純二様。甲良町監査委員　上野安徳。同　木村修。

令和5年度甲良町水道・下水道事業会計健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和5年度甲良町水道会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。

①資金不足比率について。資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○丸山議長 ありがとうございます。以上で報告を終わります。

次に、日程第7 認定第1号から日程第13 認定第7号までの7議案を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 認定第1号 令和5年度甲良町一般会計歳入歳出決算について。

認定第2号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和5年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定第7号 令和5年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 認定第1号から認定第5号までは会計管理者、認定第6号と認定第7号は建設水道課長において、順次説明を求めます。

会計管理者。

○大野会計管理者 令和5年度の一般会計、特別会計の決算について報告をいたします。

最初に、一般会計の決算書冊子の方をよろしくお願ひいたします。

歳入では、款ごとに収入済額、不納欠損額、収入未済額を読み上げます。ゼロ円の読み上げは省略をいたしますが、収入未済額のある款については収入済額に続き読み上げをいたします。よろしくお願ひいたします。

認定第1号 令和5年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、1ページ、2ページをお願ひいたします。

歳入です。

1款 町税8億5,062万1,155円、239万8,426円、2,513万4,640円、2款 地方譲与税3,489万3,000円、3款 利子割交付金32万9,000円、4款 配当割交付金474万1,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金521万1,000円、6款 法人事業税交付金1,759万3,000円、7款 地方消費税交付金1億4,964万6,000円、8款 環境性能割交付金641万1,000円、9款 地方特例交付金317万円、次のページをお願ひします。

10款 地方交付税18億7,512万2,000円、11款 交通安全対策特別交付金67万4,000円、12款 分担金及び負担金835万200円、ゼロ、226万2,040円、13款 使用料及び手数料1,875万8,512円、ゼロ、874万2,800円、14款 国庫支出金4億803万2,832円、ゼロ、2,931万9,000円、15款 県支出金2億5,056万3,967円、16款 財産収入406万5,437円、17款 寄付金2,204万5,950円、次のページをお願ひいたします。

18款 繰入金4,283万2,170円、19款 繰越金1億7,903万6,669円、20款 諸収入1億2,968万3,469円、229万4,963円、6,174万2,509円、21款 町債1億1,824万4,000円、22款 自動車取得税交付金53万6,963円。

歳入合計です。予算現額41億7,968万4,000円、調定額42億6,245万5,702円、収入済額41億3,056万1,324円、不納欠損額469万3,389円、収入未済額1億2,720万989円。

次のページをお願ひします。

歳出です。

歳出につきましても款ごとに報告いたします。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げをいたします。

翌年度繰越額のゼロ円は、読み上げを省略いたします。

歳出1款 議会費5,830万5,495円、2款 総務費8億1,136万4,745円、2,001万3,000円、3款 民生費13億7,673万8,990円、656万2,000円、4款 衛生費2億5,217万995円、105万円、5款 労働費132万5,000円、6款 農林水産業費1億207万5,382円、7款 商工費3,151万5,127円、8款 土木費4億1,300万9,760円、1,097万円。

次のページをお願いします。

9款 消防費1億6,193万5,438円、10款 教育費4億4,631万5,671円、3,618万2,000円、11款 災害復旧費の支出はございません。

12款 公債費2億9,091万678円、13款 諸支出金41万1,645円、14款 予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額41億7,968万4,000円、支出済額39億4,607万8,926円、翌年度繰越額は7,477万7,000円です。

以上で一般会計の報告を終わります。

続きまして、特別会計の決算書の冊子の方をよろしくをお願いします。

特別会計では、会計ごとに仕切り紙の色が違いますので、各色の次が表紙となっています。読み上げは一般会計と同様とさせていただきます。

それでは、ピンク色の仕切り紙の次、国保会計をお願いします。

認定第2号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、表紙の裏面の1ページ、2ページをお願いします。

歳入です。

1款、国民健康保険税1億3,795万2,977円、130万3,200円、2,204万2,250円、2款 使用料及び手数料7万3,500円、3款 国庫支出金5万5,000円、4款 県支出金6億7,515万5,709円、5款 財産収入704円、6款 繰入金8,710万7,023円、7款 繰越金2,629万9,564円、8款 諸収入608万6,402円、9款 町債の収入はございません。

次のページをお願いします。

歳入合計、予算現額9億6,791万7,000円、調定額9億5,607万6,329円、収入済額9億3,273万879円、不納欠損額130万3,200円、収入未済額2,204万2,250円。

次のページをお願いいたします。歳出です。

1 款 総務費 2,417 万 3 2 3 円、2 款 保険給付費 6 億 5,190 万 8,909 円、3 款 国民健康保険事業費納付金 2 億 2 8 3 万 3 8 5 円、4 款 共同事業拠出金 3 9 円、5 款 財政安定化基金拠出金の支出はございません。6 款 保険事業費 1,782 万 5,512 円、7 款 基金積立金 1,500 万 7 0 4 円。

次のページをお願いします。

9 款 諸支出金 6 3 3 万 1,636 円、10 款 予備費の支出はございません。歳出合計、予算現額 9 億 6,791 万 7,000 円、支出済額 9 億 1,806 万 7,508 円。

以上、国民健康保険会計でした。

続いて、黄色の仕切り紙、墓地公園会計をお願いいたします。

認定第 3 号 令和 5 年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について、1 ページ、2 ページをお願いいたします。

歳入です。1 款 繰越金 1 3 万 7,232 円、2 款 使用料及び手数料 8 3 万円、3 款 諸収入 5 万 6,403 円、ゼロ、1 2 万 4,800 円、4 款 財産収入 5 3 円、5 款 繰入金の収入はございません。歳入合計、予算現額 7 2 万円、調定額 1 1 4 万 8,488 円、収入済額 1 0 2 万 3,688 円、不納欠損額はございません。収入未済額 1 2 万 4,800 円。

次のページ、お願いします。

歳出です。1 款 墓地公園管理費 2 2 万 5,213 円、2 款 諸支出金、3 款 予備費ともに支出はございません。歳出合計です。予算現額 7 2 万円、支出済額 2 2 万 5,213 円。

以上、墓地公園会計のご報告です。

続いて、黄緑の仕切り紙、介護保険会計をお願いいたします。

認定第 4 号 令和 5 年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。同じく 1 ページ、2 ページをお願いします。

歳入、1 款 保険料 1 億 7,979 万 7,610 円、2 4 万 2,880 円、1 1 5 万 6,345 円、2 款 使用料及び手数料 1 万 3,900 円、3 款 国庫支出金 2 億 2,450 万 7,089 円、4 款 支払基金交付金 2 億 4,280 万 5,630 円、5 款 県支出金 1 億 3,599 万 1,393 円、6 款 財産収入 6 2 7 円、7 款 繰入金 1 億 6,265 万 1 0 円、8 款 繰越金 5,838 万 5,138 円、9 款 諸収入 7,443 円。

次のページをお願いします。

10 款 町債の収入はございません。歳入合計、予算現額 1 0 億 9 3 2 万 4,000 円、調定額 1 0 億 5 5 5 万 8,065 円、収入済額 1 0 億 4 1 5 万 8,840 円、不納欠損額 2 4 万 2,880 円、収入未済額 1 1 5 万 6,345 円。

次のページ、歳出をお願いいたします。

1款 総務費 2,286万8,164円、2款 保険給付費 8億5,808万6,576円、3款 地域支援事業費 4,503万5,975円、4款 基金積立金 1,697万4,627円、5款 公債費の支出はございません。6款 諸支出金は3,283万6,937円。

次のページをお願いします。

7款 予備費の支出はございません。

歳出合計です。予算現額 10億932万4,000円、支出済額 9億7,580万2,279円。

以上、介護保険会計のご報告でした。

続いて、水色の仕切り紙、後期高齢者医療会計をお願いいたします。

認定第5号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。こちらも1ページ、2ページをお願いします。

歳入です。1款 後期高齢者医療保険料 6,104万3,603円、ゼロ、マイナス 20万1,040円、2款 使用料及び手数料 3,700円、3款 繰入金 2,887万4,264円、4款 繰越金 61万351円、5款 諸収入 18万498円。歳入合計、予算現額 9,030万5,000円、調定額 9,051万1,376円、収入済額 9,071万2,416円、不納欠損はございません。収入未済額 マイナス 20万1,040円。

次のページ、歳出をお願いします。

1款 総務費 480万2,999円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金 8,369万22円、3款 諸支出金 18万428円、予備費の支出はございません。歳出合計、予算現額 9,030万5,000円、支出済額が 8,867万3,449円。

以上、後期高齢者医療会計の報告を終わります。

私の方からは以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、認定第6号 令和5年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について説明申し上げます。

決算書1ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。収入額及び支出につきましては、決算額のみ説明をさせていただきます。

収入といたしまして、第1款 水道事業収益、決算額 1億8,408万6,247円、支出といたしまして、第1款 水道事業費、決算額 1億6,056万4,801円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入といたしまして、第1款 資本的収入、決算額ゼロ円でございます。支出といたしまして、第1款 資本的支出、決算額6,809万4,139円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,809万4,139円は、減債積立金6,809万4,139円で補填をいたしました。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。一番最終欄の当年度未処分利益剰余金でございます。9,161万5,585円でございます。

9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、固定資産といたしまして、合計額、固定資産合計16億7,329万5,068円でございます。また、流動資産合計といたしまして3億9,783万3,038円でございます。資産合計といたしまして、20億7,112万8,106円でございます。

負債の部といたしまして、固定負債といたしまして、合計額2億9,254万3,861円でございます。流動負債といたしまして、合計額9,979万7,614円、繰延収益といたしまして、合計6億5,053万2,745円ございました。負債合計といたしまして、10億4,287万4,220円でございます。

資本の部といたしまして、資本金といたしまして、合計といたしまして4億1,270万127円でございます。剰余金といたしまして、6億1,555万3,759円ございました。資本合計といたしまして、10億2,825万3,886円でございます。負債資本合計といたしまして、20億7,112万8,106円でございます。

19ページをお願いいたします。

水道事業報告でございます。総括的事項といたしまして、5年度の財政状況につきましては、総収益1億7,076万9,000円に対しまして総費用1億4,724万8,000円となり、当年度の純利益は2,352万1,000円ございました。また、資本的支出では、総収入がゼロに対しまして支出総額6,809万4,000円で、不足する額6,809万4,000円は減債積立金にて補填をしております。

経営指標に関する事柄でございます。

経常収支比率につきましては、115.97%でございました。料金回収率につきましても113.45%でございます。有形固定資産減価償却率につきましても、59.99%でございました。

議会の議決事項といたしましては、2案件をお願いしたところでございます。

また、工事につきましては、資産に関する工事は実施しておりません。

次ページをお願いいたします。

業務でございます。業務量といたしまして、給水人口6,476名、また1日平均配水量は2,696立米、1日平均有水量が2,183立米でございます。有収率といたしまして80.97%でございます。

事業収入に関する事項でございます。合計額としまして、1億7,076万9,455円でございます。1立米当たりの供給単価といたしましては、164円でございます。

事業費に関する事項でございます。合計額といたしまして、1億4,724万8,009円でございます。1立米当たりの給水原価は144.55円でございます。

23ページをお願いいたします。

会計でございます。重要契約はございませんでした。企業債といたしまして、当年度末残高といたしまして、3億5,705万9,647円でございます。その他会計、経理に関する重要事項といたしまして、営業収益の他会計負担金524万4,000円につきましては、減価償却等全て課税仕入れに充当させていただきました。

続きまして、認定第7号 令和5年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について説明申し上げます。

決算書、第1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。こちらも同様に決算額のみ説明とさせていただきます。

収入の部といたしまして、第1款 下水道事業収益といたしまして、決算額3億3,697万6,019円、支出の部といたしまして、第1款 下水道事業費用といたしまして、決算額3億1,246万9,405円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部といたしまして、第1款 資本的収入、決算額2億3,189万9,000円でございます。支出の部といたしまして、第1款 資本的支出といたしまして、決算額3億146万8,700円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,956万9,700円は、過年度損益勘定留保資金166万6,768円、当年度損益勘定留保資金5,532万3,452円、減債積立金1,257万9,480円で補填をさせていただきました。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。当年度未処分利益剰余金でございます。3,978万240円でございます。

9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、固定資産といたしまして、合計といたしまして、56億5,964万3,810円でございます。また、流動資産といたしまして、9,247万9,479円でございます。資産合計といたしまして、57億5,212万3,289円でございます。

負債の部といたしまして、固定負債合計といたしまして、27億3,248万4,045円でございます。流動負債といたしまして3億951万7,558円でございます。繰延収益といたしまして、25億7,336万905円でございます。負債合計といたしまして56億1,536万2,508円でございます。資本の部といたしまして、資本金合計といたしまして、4,820万2,328円でございます。剰余金といたしまして、8,855万8,453円でございます。資本合計といたしまして、1億3,676万781円でございます。負債資本合計といたしまして、57億5,212万3,289円でございます。

27ページをお願いいたします。

事業報告でございます。

総括的事項といたしまして、総収益3億2,864万7,000円に対しまして総費用3億144万6,000円となり、当年度の純利益は2,720万1,000円となりました。また、資本的収支では、収入総額2億3,189万9,000円に対し総支出総額3億146万9,000円で、不足する額6,957万円は過年度損益勘定留保資金166万7,000円、当年度損益勘定留保資金5,532万3,000円、減債積立金1,258万円で補填をさせていただいたところでございます。

経営指標に関する事項でございます。経常収支比率につきましては109.01%、水洗化率につきましては84.17%、有形固定資産減価償却率については11.63%でございます。

議会の議決事項につきましては、6案件を議決いただいたところでございます。

工事につきましては、資産に関する工事はございません。

次ページをお願いいたします。

業務でございます。有収率につきましては86.7%、事業収入に関する事項といたしまして、収入の部といたしまして、3億2,864万6,831円でございます。事業費に関する事項といたしましては、3億144万6,071円でございます。

31ページをお願いいたします。

会計でございます。重要契約はございませんでした。企業債でございます。当年度末残高といたしまして、30億2,550万1,097円でございます。

その他会計処理に関する重要事項といたしまして、営業外収益の他会計補助金 1 億 1, 2 0 5 万円は、企業債利息、減価償却費、人件費に 1 億 9 2 6 万 2, 9 8 3 円を充当し、委託料に 2 7 8 万 7, 0 1 7 円を充当させていただきました。営業外収益の補助金 3 2 0 万円は委託料に充当させていただきました。営業外収益の雑収益 1 0 万 7, 2 8 0 円は、企業債利息に充当させていただきました。資本的収入及び他会計補助金 1 億 1, 6 6 3 万 9, 0 0 0 円は、元金償還金に充当させていただきました。

以上、決算報告について、どうかよろしくお願いたします。

○丸山議長 質疑に先立ちまして、監査委員の木村修議員から令和 5 年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○木村修議員 それでは、朗読をもって意見書の報告とさせていただきます。

甲良町長 寺本純二様。甲良町監査委員 上野安徳。同木村修。

令和 5 年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 5 度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

審査の概要。

期日 令和 6 年 8 月 5 日・6 日・9 日。

場所 甲良町役場 2 階議員控室。

審査の対象 ①甲良町一般会計から⑦の甲良町下水道会計までの以上 7 会計で、その決算は次のとおりである。

一般会計。

歳入決算額は 4 1 億 3, 0 5 6 万 1, 0 0 0 円、歳出決算額は 3 9 億 4, 6 0 7 万 9, 0 0 0 円で、差引 1 億 8, 4 4 8 万 2, 0 0 0 円となり、このうち令和 6 年度へ繰り越した事業に要する財源 2, 1 3 6 万 2, 0 0 0 円を引くと、実質残額は 1 億 6, 3 1 2 万円の黒字で翌年度へ繰り越した。

歳入。歳入決算額は 4 1 億 3, 0 5 6 万 1, 0 0 0 円で、前年度と比べて 5, 5 0 1 万 4, 0 0 0 円の減となっているが、主な増減要因としては臨時経済対策費の創設による地方交付税や住宅新築資金等貸付金元利収入の諸収入、ふるさと応援基金繰入金の繰入金、個人・法人町民税の町税の増、非課税・子育て世帯臨時給付の事業終了による国庫支出金や財産売払収入の財産収入、ふるさと応援寄付金の寄付金の減などによるものである。

町税について、個人・法人町民税は所得の向上に伴う増額となったが、固定資産税は償却資産の特例適用による減額があった。また、非課税・子育て世帯臨時給付関係国庫支出金については、非課税世帯 1 0 万円給付等の事業終了

による減額となったことなどが歳入減額の理由である。

歳入決算における自主財源構成比は、一般会計ベースによると29.2%と前年度に比べて1.4ポイント高くなった。自主財源の諸収入と繰入金が増額が主な要因である。同級他団体に比べ低い状態が続いており、今後はさらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

滞納の主な状況を見ると、町税は主には時効完成等により不納欠損処分239万8,000円をした結果、2,545万6,000円で、246万2,000円の増。

②こども園保育認定保育料等は、227万1,000円で、4万5,000円の増。

こども園教育認定使用料等は、11万2,000円で、1,000円の増。

住宅使用料は、862万2,000円で、61万5,000円の減。

学校給食費は、148万4,000円で、41万4,000円の減。

こども園教育認定給食費は、7万4,000円で、昨年と同額でございました。

児童クラブ利用料は、不納欠損処分10万2,000円をした結果、25万7,000円で4万9,000円の減。

住宅新築資金は、不納欠損処分219万2,000円をした結果、5,906万6,000円で、3,974万4,000円の減。

令和5年度滞納額の合計額（諸収入の住宅新築資金等貸付金元利収入を含む）は、9,734万3,000円となり、前年度と比べて3,831万3,000円減少しているが、不納欠損額も469万2,000円あり、依然として滞納額が大きな状況となっている。

町統一の判断基準「未納者に対する取組状況及び不納欠損理由と生活困窮の定義」は、公平性を保つ上で効果的であり、今後もそれに従い滞納整理を行うとともに、料金などの徴収金についても恣意性が入らないように回収に努められたい。

保育料や児童クラブ利用料等は利用者負担が原則であるため、今後も未納者を出さないよう積極的かつこまめな徴収事務により一層努力をされたい。

なお、令和5年度の諸収入の住宅新築資金等貸付金元利収入の滞納額は5,906万6,000円で、前年度と比べて3,974万4,000円減となっているが、町全体の滞納額の31.6%を占めている。令和3年度より始めた弁護士委任は継続して業務を行っており、令和5年度も顧問弁護士を通じて徴収強化に取り組んでいる。

当貸付金は返済が原則であるので、今後も計画的に債権回収業務を遂行され

たい。債権回収業務の弁護士委任は成果が見られるため、引き続き行政の責任として町の強い姿勢を示し、必要な措置（提訴等）を執るとともに、上席者は担当者任せでなく担当者を支援し、自ら率先垂範して徴収に努められたい。

歳出。歳出決算額は39億4,607万9,000円で、前年度と比べて6,046万円の減となっているが、主には民生費、消防費、土木費の増、総務費、教育費、衛生費などの減によるものである。民生費の価格高騰対策支援給付金交付事業は新規事業で、7,626万円の増、消防費の消防事務委託事業は通信指令システム更新で1,783万9,000円の増、土木費は除雪委託954万9,000円の増、総務費の減債基金積立金5,841万円の減、教育費の教育施設整備費4,411万2,000円の減、衛生費は新型コロナワクチン接種事業3,095万6,000円の減である。

予算額に対する執行率は94.4%であるが、翌年度へ繰り越して事業執行する繰越明許費繰越額7,477万7,000円を含んだ執行率は96.2%である。

普通会計ベースにより、地方債現在高は16億8,352万9,000円で前年より1億6,378万2,000円減少し、地方債現在高比率は66.0%で前年より7.5ポイント低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.2%で、前年度と比べて0.7ポイント良化しているが、町の財政は依然として弾力性に乏しく硬直化しており、危機的状況にあると言わざるを得ない。

令和4年4月に過疎化指定され、過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、令和5年度においては、保健福祉センター改修事業や東こども園改修事業ほかハード事業が5件で5,220万円、福祉医療助成事業と近江鉄道輸送安全確保事業、公共交通対策事業等で5,150万円、合計1億370万円の過疎対策事業債の発行がされた。事業費の70%相当分が交付税の基準財政需要額に算入される。既存事業の振替などが主なものとなった。人口減少対策としての事業は、一朝一夕にできるものではない。しかし、財政面で有利なものであるので、起債償還のバランスを考慮しつつ、今後もしっかり見極め、活用されたい。

また、生活に身近な分野の重点施策を選定し、歳入に見合った歳出を原則に、限られた財源の重点的・効率的な配分や不要な事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まれたい。

令和4年10月に策定された第三次財政健全化計画により、令和6年4月に詳細な改善プログラムが策定された。今後はプログラムを確実に実行されたい。

特別会計、企業会計。

(1) 国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が9億3,273万1,000円、歳出が9億1,8

06万8,000円で、差引1,466万3,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は不納欠損分の130万3,000円を除くと2,212万3,000円となり、前年度より381万7,000円増加している。

国民健康保険制度は、適正な保険給付と公平な税負担が求められている。過年度の収納率は29.9%と前年度より8.2ポイント上回っている。また、現年度の収納率は95.8%と前年度より1.5ポイント上回っている。

令和9年度には国民健康保険料(税)が統一され、県民全てが同じ保険料の算定になる予定だが、本町は現在の保険料から比較すると負担増となる。統一方式に向け、国への公費負担の充実の要望や国保運営基金の確保が必要となるので、万全に臨んでいただきたい。

また、国保税は財政の基盤になる税収の1つであり、引き続き確実な滞納整理を推進されたい。公平な医療を受けるための必要な負担であることを被保険者に十分周知するとともに、税務課においては納税者に不公平とならないよう的確な賦課徴収を行い、住民人権課においては給付担当課として適正な資格管理や給付事務の適正に努め、今後も納付勧奨のサポートを継続しつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれない。

(2) 墓地公園特別会計。

本会計決算額は、収入が102万4,000円、歳出が22万5,000円で、差引79万8,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は12万5,000円で、前年度に比べて1万2,000円増加した。

近年、少子・高齢化の影響や墓地に関する考え方の変化により、維持管理できず墓じまいする傾向が多く見られるため、販売が進まない状況である。令和5年度には3区画を販売し、1区画返還で全396区画のうち残り173区画となった。

引き続き墓地の販売促進や宣伝等に取り組まれない。

(3) 介護保険事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が10億415万9,000円、歳出が9億7,580万2,000円で、差引2,835万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は、不納欠損額24万3,000円を除くと154万7,000円と前年に比べ39万5,000円減少した。また、現年度普通徴収の収納率は、94.9%と前年度より1.0ポイント増加、過年度徴収の収納率は36.8%と前年度より15.1ポイント増加した。

保険法負担の公平性からも、滞納者には平素からこまめな納付指導や接触を行うとともに、時効の中断となる分納誓約書を徴することや滞納の場合の給付制限の案内を引き続き行うなど、滞納の未然防止に向け確実な事務執行に努め

られたい。

保険給付費が増となった主な要因は、令和5年5月にコロナが第5類に移行された後、サービス利用及び認定者数の増加により単年度当たり計画見込額を超える介護給付費の実績額となった。早い段階で機能が低下している人を見つけ予防していくことが要介護認定者を減らし介護給付費を下げることにつながるため、引き続き筋力トレーニング教室やコグニサイズ教室などの利用促進に努め、要介護になる前の段階で予防につなげていけるよう今後も取り組まれたい。

(4) 後期高齢者事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が9,071万2,000円、歳出が8,867万3,000円で、差引203万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は5万5,000円と前年に比べて1万6,000円増加している。還付未済額は25万6,000円であるが、処理放置とならないよう早期に処理されたい。

今後も納付義務の十分な理解を得られるようこまめな説明を行い、初期段階で窓口説明や電話連絡等の対応をし、新規未納者の未然防止に努められたい。また、滞納者には催告書を発行し、分納誓約を徴し、時効防止に努めるなど適時的確な事務処理を遂行されたい。

(5) 水道事業会計。

①収益的収入及び支出の状況。

損益計算書の状況。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億3,657万3,000円、営業外収益は3,419万7,000円、支出の営業費用は1億3,886万3,000円、営業外費用は838万5,000円、当年度純利益は2,352万1,000円となり、当年度未処分利益剰余金は9,161万6,000円となった。

有収率は令和5年度では81%、前年80.3%と前年度より0.7ポイント増加している。有収率は水道経営の根幹をなすものであることから、水道経営の適正化に向け安全で安心な水の供給に取り組むとともに不正取水の防止策に最善を尽くされたい。また、漏水調査等実施し、有収率向上に努められたい。

滞納額は5,009万円で、28万5,000円の増加である。長期滞納者に対しては給水停止を含めた納付指導を確実に実施し、収納率向上に努力されたい。

(6) 下水道事業特別会計。

③損益計算書の状況。

本会計の決算の損益計算書において、収入の営業収益は8,340万1,000円、営業外収益は2億4,524万6,000円、支出の営業費用は2億5,598万円、営業外費用は4,546万6,000円で、当年度純利益は2,720万1,000円となり、当年度未処分利益剰余金は3,978万円となった。

滞納額は、不納欠損額12万8,000円を除くと1,567万3,000円で、110万3,000円の減少である。

また、水洗化率は84.2%であり、前年度より1.9ポイント上回っている。

今後も燃料費高騰の関係で処理場の費用負担が上がることが予測され、今後各市町にも影響を及ぼすことが確実である。滞納額の減少に向けて引き続き努力されたい。

18ページに移ります。

結論。

令和5年度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計の歳入歳出決算について審査をした結果、決算の計数は正確であり、予算の執行及び財産の管理についてはおおむね適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

財政状況は、自主財源に乏しく脆弱な財政基盤で、多くは地方交付税や地方債の依存財源に頼っている現状である。一般会計及び特別会計・企業会計を合わせた地方債の現在高は総額50億6,608万9,000円で、前年度より4億792万5,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなったものの、物価高騰により経済情勢が不安定であり、高齢化に伴う医療・介護等の給付額の増加やさらなる人口減が見込まれる。財源確保の厳しい状況が継続されるが、令和4年4月に過疎化指定されたことに伴う過疎債の発行は、町民が将来にわたって安全に安心して暮らせる地域社会の実現のため、事業を吟味し、有効に活用されたい。また、第三次財政健全化計画により、行財政運営を見直し、財政的課題や改善事項を基に詳細な改善プログラムに基づき、危機感を持って取組を進めることを期待する。

健全な財政運営を確立するためには、職員の適材適所の配置や行財政運営の見直しなどを行うとともに、風通しのいい職場づくりに努力されたい。

また、一般会計の不用額が1億5,882万8,000円、特別会計（企業会計を除く）は8,549万8,000円で、合わせると2億4,432万6,

000円と多額である。前年度より1,842万6,000円減ったが、今後不測の事態に備えた一定額の予備費計上は必要であるが、しっかりと予算計上を行い、各基金の積立額を確実に予算計上するよう習慣づけられたい。

徴収金の滞納については、前年度より3,567万9,000円減り、1億8,695万6,000円となった。町税や使用料、保険料、貸付金等は町財政における貴重な財源であり、滞納があることは健全な財政運営を確立できない要因であるとの厳しい現状認識を職員一人一人が持つとともに、権利と義務が果たされる社会秩序を維持するため、公平公正な徴収の認識の下、実効ある収納・徴収業務をさらに進められたい。

具体的には、滞納額をそのまま放置することなく適時適切な納付督促や納付義務の意識づけを繰り返し行うなど、滞納額が大きく膨れ上がる前にそれぞれの滞納額の原因や実態等を把握し、早期に指導等を行うなど一層の収納促進を図るとともに、滞納の未然防止に努められたい。また、悪質な滞納者には差押え処分等を徹底して行うなど、行政の責任として強い姿勢で臨むよう努められたい。

また、特別会計への助成金、出資金、繰出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとに独立採算が取れるよう適正に処理されたい。

最後に、町行政の信頼の礎は日々の正しい行政事務執行等の積み重ねである。財政危機を回避するため、職員が一丸となって無駄のない事業執行に努めるとともに、コンプライアンス（法令遵守）の意識向上や職場風土の改善を徹底し、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、職務に専念されることを切望して、令和5年度の決算審査の意見の結びとする。

以上でございます。

○丸山議長 決算審査の報告が終わりました。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7議案について質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 全体にわたることで3点お尋ねいたします。

1つは、不納欠損額が各会計現れています。その理由一覧ですね。以前から予算決算常任委員会に提出されて、それが議論の対象にもなっていました。材料ともしたいと思しますので、提出を求めたいと思います。これが1つです。

2つ目は、決算審査にあたっては個々の数値が正しく算定されているかという角度からだけではなく、町民の暮らしにどのように向き合っていたのかを様々な角度から検証、総括が大切だと考えます。ですから、そのうちの1つですが、財政危機宣言が華々しく発せられました。令和4年の2月22日、実際の適用は令和5年から適用されています。財政危機宣言がどのように影響を与えたのか。総括的なところではなかなか見られません。そして実践上はどうだ

ったのか。改善プログラムの中に記述があると思いますけども、改めて財政危機宣言をどう受け止めたのかというのが必要だと思います。

また、その危機宣言は野瀬町長自身への戒めのような意味合いを持ちながら、実は町民に対して自粛を求めて、要望をかなえるのは困難ですよというメッセージになっていたのではないかと思います。様々な事業は国の事業で展開をされたわけですけども、そういうニュアンスがあったのではないかと思います。

それから、コロナ禍で強まった暮らしへの支援ですね。強化を求める願いを封じ込める役割を果たしたのではないかと考えます。これについての決算審査の段階で委員会で述べていただければ結構ですし、今総括的に述べていただければありがたいです。

3点目は、財政問題では財政と財政調整基金、これ、令和5年度もいろいろ議論がありました。財政調整基金の積立て目標、これ10億円を言っていました。これをあくまで優先するのかどうかですね。町民の厳しい暮らしの状況の中でもそれが問われると。これを貫いていくという点でどうなのかという点でも総括が要ると思いますので、この以上3点質問。

1点目は簡単に答えていただけたと思いますけども、3点質問とします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まずは1点目でございますが、不納欠損の理由でございますが、前年度も提出をたしかしておったと思いますので、一応一定整理をさせていただいて、委員会のときに前回の資料を参考に提出をさせてもらおうかなというふうに今考えておるところでございます。

2点目の危機宣言の関係でございます。

これにつきましては、議員もご承知のように、令和4年4月に甲良町長名で全戸配布されたというところがございます、この内容につきましては、平成29年から4年間の赤字決算、単年度収支でございますが、そのことから派生をしたというものでございます。その中を具体的に見ますと、経常収支比率、実質公債費比率、基金の状況がうたっておるところでございますので、少しそのあたりは整理をさせていただいて、これにつきましても委員会の方でその数字等についてご用意をさせていただこうかなと。

それと、その中身につきましては、成果等につきましては、決算の概要にも事業の課題・成果は上げておりますので、それについては委員会の中で担当課の方から具体的なお話をさせていただけるのかなというふうに思っております。

次に進みます、基金の関係でございます。この基金のプログラム等の財政のところではいきますと、10億の積立てを目標にというところで、これは今は変わっておりません。これにつきましては、今後の高齢化に伴う社会保障、ま

た、近年ありますように大規模災害への備え、また、公共施設の改修、建て替え等にも財政事情というのはこれは要るところでございますので、そのあたりについてもまた次の委員会等で資料も用意をさせていただこうかなというふうには思っておりますので、以上でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 決算審査の監査委員さんの指摘もそれぞれされています。これについて指摘をどう受け止めているのかという点では、キャッチボールがあったんだというように思いますけども、改めて委員会のところで議論になるだろうというように思います。

それから、もう一つは、今課長が答弁しました大規模災害だとか、それから大規模な建物の修繕ですね。これは目的化をきちんとして、例えば役場の改修が要ることであれば、目的をちゃんと設定してその目的に基づいて基金を積み立てるという方法を取って、財政調整基金はあくまで財政調整基金でありますので、自由に今の財政状況、それから町民のいろんな施策と展開する上で必要なところですので、基金の新しい設定とかということも検討して進めていくべきだなと思います。

2点、よろしくをお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、基金でございますが、これは目的基金というのは必要かなというふうに私も思うところでございます。このあたりにつきましては、まだ庁舎内議論できておりませんが、今後はこのようなことも必要かなというふうに思うところでございます。

○丸山議長 西澤議員、もういっぺんちょっと。お願いします。

○中村総務課長 もう1点、すいません。

○丸山議長 もう1回お願いします。よろしい。

西澤議員。

○西澤議員 もう1点は、監査委員さんが指摘をされています。それについては町当局の方とやり取りがあったんだと思いますけども、各会計、例えば一番大事なところでの一般会計での指摘、それから特別会計のところ、それから結論のところでは幾つか指摘がありますよね。そういうところをどう役場として受け止めているかというやつを述べていただければ。

委員会のところでもいいかなというように思いますので。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 これにつきましては、ちょっと委員会の方で述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

ここで15分間休憩を取ります。休憩です。暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第14 議案42号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第42号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 議案書を1枚おめくりください。

それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、甲良町税条例の一部を改正するものでございます。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行し、経過措置を規定するもの

でございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第42号は可決されました。

次に、日程第15 議案第43号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第43号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、私の方から説明させていただきます。

まず、この一部改正につきましては、国民健康保険法が改正され、従来の被保険者証が廃止されます。これに伴い、甲良町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしましては、マイナンバー法において国民健康保険法が改正され、令和6年12月2日からマイナンバーカードと被保険者証とを一体化し、従来の被保険者証が廃止されることとなります。従来の被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法に規定のある被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除されたため、甲良町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案書をご覧ください。

第17条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附則としまして、この条例は、令和6年12月2日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるというものでございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 マイナンバーカードと一体化になることによって従来の保険証が廃止される。そうしますと、報道によりますと、資格証が送付されるというように報道されていますし、そう理解しています。

そうすると、資格証についての返還、この改正される前の条文は適用されないということなんでしょうか。それが1つです。

それから、改めて、この保険者証を発行しないということが前提になって返還を求めるということが、こういう行為がなくなるということでもいいんですね。これは、2番目は確認なんですけども。

よろしく申し上げます。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 資格証につきましては、おっしゃったように、返還というところはございません。

また、2つ目の質問に対しましては、そのとおりでございます。

○丸山議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これ、国が実施をする計画で、それに乗らざるを得ないという町の附随的な事務になるわけで、それに伴っての改正です。その点では町に直接の罪はないというように考えています。

しかし、この保険証をなくすことについては、非常にトラブル続きであります。

すし、私も現に2件ほどマイナンバーカードを通して読み取れないという状況の患者さんを目の前で見えています。その点でも高齢者、それからマイナンバーカードに対して信頼をしていない方ですね。個人情報を漏洩される心配をしているという方がおられます。甲良町も発行、利用の状況が下位の方であったけれども伸びて、それでも約30%近い方がこのマイナンバーカードの取得をされていません。そういう中で実質的な強制的な適用をしようということによってされています。その点でも、そのことを伴って町の条例を改正しなくてはならないという点では賛成できるはずがないということを申し上げたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって議案第43号は可決されました。

次に、日程第16 議案第44号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第44号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 こちらにつきましては、粗大ごみの戸別収集を行っていく、そのことに伴い甲良町の手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案書をご覧ください。

別表第2中粗大ごみ戸別回収収集運搬手数料1個につき1,000円を追加するものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行するということでございます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が、終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 ここにあります「1個につき」という定義をどういように定めるかという点です。グラムだとか大きさだとか、それから重さだというのでしょうか。それとも、その「1個につき」という定義は何らか規則で定める予定をされておられますか。お尋ねいたします。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今業者と協議中のところではございますが、まず、基本的に、このごみの分別区分の出し方の中に粗大ごみを出せるというのが明記されております。これを中心に考えていかせていただいて、今後、重さではちょっと難しいので大きさを決めるのか、それかもうそのままこの冊子に書いておりにするのかという、住民さんに分かりやすいようにしていきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 定義を定めないと、例えば応接セット、これはテーブルと、それから椅子が2つないしは長椅子があって3つ。これ、1個として購入をしているので1個として認めてほしいとかというトラブルが起こってくる。ないしは、2つある椅子をくくって1個にする。こういうことも可能だというようにするのであればそういう定義をしていただきたい。

つまり、回収の手間が1個、2個、3個というように分かれているとかかるので1個につき1,000円というような定義にしたんだというように思いますが、1個の定義をやはりトラブルを想定して、トラブルが起こらないようにという取決めを当初の段階から、今、課長が示してもらったパンフレットだけでは分からないというように思うので、それはつくる必要があるのではないかとこのように思いますが。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 その話につきましては、例えば今言われたように、例えばたんす一さおあればそれは1つと数えますし、例えばデスクでいいますと机と椅子がセットですけど、机1つ、椅子1つというような形で施行していこうかなというところまでは考えております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今質問に答えていただきましたけども、事例を一覧表で示して全町民が分かるように、1個というのはこういう定義ですよという点で示してもらえる表をつけて周知徹底をしていただきたいというのは申し上げて、賛成討論

とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第44号は可決されました。

次に、日程第17 議案第45号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第45号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第45号 令和6年度甲良町一般会計予算補正予算(第3号)でございます。

予算書裏面からお願いをいたします。

歳入歳出それぞれ1億9,996万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ4億3,531万4,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、第2表で説明をいたします。

地方債の補正につきましては、第3表で説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。補正額のみ読み上げさせていただきます。

10款1項 地方交付税4,016万9,000円。12款1項 負担金14万7,000円。13款2項 手数料33万円。14款1項 国庫負担金1,791万6,000円。2項 国庫補助金6,290万5,000円。15款1項 県負担金8万8,000円。2項 県補助金25万4,000円。18款2項 基金繰入金、減額の3,995万7,000円。19款1項 繰越金1億2,312万円。20款3項 貸付金元利収入83万円、5項 雑入41万7,000円。

次のページをお願いします。

21款1項 町債、減額の625万9,000円。

歳入の合計、補正額でございますが、1億9,996万とするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。補正額のみ同じく読み上げさせていただきます。

1款1項 議会費6万8,000円。2款1項 総務管理費1億5,396万2,000円、2項 徴税費、減額の529万1,000円、3項 戸籍住民基本台帳費34万5,000円。3款1項 社会福祉費1,508万6,000円、2項 児童福祉費1,890万3,000円。4款1項 保健衛生費90万円、2項 清掃費につきましては財源の更正でございます。6款1項 農業費136万3,000円。7款1項 商工費108万1,000円。8款1項 土木管理費49万9,000円、2項 道路橋梁費1,938万円、3項 河川費12万3,000円。

4ページをお願いいたします。

4項 住宅費、減額の583万8,000円、5項 都市計画費35万円。9款1項 消防費、減額の968万8,000円。10款1項 教育総務費482万5,000円、2項 小学校費162万8,000円、3項 中学校費8万6,000円、4項 社会教育費206万円、5項 保健体育費11万8,000円。12款1項 公債費につきましては、財源の更正でございます。補正額合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。これは全て追加分でございます。

保健衛生推進業務委託、期間につきましては6年から7年で、限度額につきましては193万6,000円でございます。

学校保健検査業務、期間につきましては同じく6年から7年で、限度額238万5,000円でございます。

続きまして、赤痢菌等検査費、期間は6年から7年で、44万4,000円。甲良東小学校修学旅行事業委託、期間は6年から7年で、101万8,000円。甲良西小学校修学旅行業務委託、6年から7年で、限度額94万円とするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

追加分といたしまして、犬上分署庁舎整備事業債ということで限度額360万円。

続きましては、変更でございます。臨時財政対策債、補正前につきましては

644万7,000円、補正後につきましては658万8,000円とするものでございます。

廃止でございます。

防災行政無線整備事業債、限度額1,000万円の廃止をするというものでございます。この内容につきましては、事業の見送りということでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第1項の規定によりお手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第18 議案第46号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第46号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出それぞれ2,356万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億4,584万1,000円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。款項補正額のみ読み上げさせていただきます。

6款 繰入金、1項 他会計繰入金301万8,000円。7款 繰越金、1項 繰越金1,466万2,000円。8款 諸収入、3項 雑入588万円。合計2,356万円でございます。

2 ページをお開きください。

歳出、1 款 1 項 総務管理費、補正額 3 0 1 万 8, 0 0 0 円。7 款 基金積立金 1 項 基金積立金 7 5 0 万円。9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 6 9 1 万 7, 0 0 0 円。1 0 款 予備費 1 項 予備費 6 1 2 万 5, 0 0 0 円。補正額。歳入の補正額と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 1 9 議案第 4 7 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 4 7 号 令和 6 年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第 1 号)。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 5 日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和 6 年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

歳入歳出それぞれ 8 3 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 9 6 万円とするものでございます。

1 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。こちらも款、項、補正額のみ報告させていただきます。

1 款 繰越金、1 項 繰越金、補正額 7 9 万 8, 0 0 0 円。3 款 諸収入、1 項 管理料 3 万 2, 0 0 0 円。合計 8 3 万円でございます。

2 ページをお開きください。

歳出です。

2 款 諸支出金、1 項 返還金、補正額 8 3 万円。補正額の合計は歳入合計と同額でございます。よろしくお願いたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 0 議案第 4 8 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第48号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 では、表紙の裏面をご覧ください。

令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,050万1,000円を追加するものです。

1ページをご覧ください。款、項の数字部分と補正額のみ読み上げます。

3款2項115万7,000円、5款2項57万9,000円、7款1項41万円、8款1項2,835万5,000円。

続いて、2ページをご覧ください。

ごめんなさい、先ほどの、歳入です。

続いて、2ページ、歳出を同様に読み上げます。

1款1項59万5,000円の減額です。3款3項300万7,000円。

4款1項1,450万円。6款1項1,324万7,000円。7款1項34万2,000円。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第49号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第49号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 では、表紙裏面をご覧ください。

令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ205万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億268万1,000円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入。款、項、補正額を読み上げさせていただきます。

3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正額2万2,000円。4款 繰越金、1項 繰越金203万7,000円。歳入合計205万9,000円でございます。

2ページをお開きください。

歳出です。1款 総務費、1項 総務管理費、補正額2万2,000円。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金177万円。3款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金22万9,000円。4款 予備費、1項 予備費3万8,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第50号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第50号 令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第50号 令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

表紙1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の補正でございます。

支出の部といたしまして、第1款 水道事業費、補正額634万6,000

円を増額するものでございます。

資本的収入及び支出の補正でございます。

令和6年度甲良町水道事業会計予算第4条本文括弧中「不足する額1億5,048万9,000円」を「不足する額1億5,846万9,000円」に、「建設改良積立金7,815万8,000円」を「建設改良積立金8,613万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を補正するものでございます。

支出の部といたしまして、第1款 資本的支出といたしまして、798万円の増でございます。

次ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。追加といたしまして、中央監視装置システムの更新業務といたしまして、期間が令和6年度から令和12年度で、7,200万円の限度額とするものでございます。

変更といたしまして、水道包括管理業務を期間の変更で令和6年度から令和12年度までお願いするものでございます。

自家用電気設備点検業務につきましても、期間の変更で令和6年度から令和12年度までお願いするものでございます。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、令和6年度甲良町水道事業会計予算第8条に定めた職員の給与の金額については「1,355万7,000円」を「1,929万7,000円」に改めるものでございます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第51号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第51号 令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議案第51号 令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

表紙裏面をお願いいたします。

収益的収入及び支出の補正でございます。

支出の部といたしまして、第1款 下水道事業費用といたしまして、第1項 営業費用といたしまして22万1,000円の増でございます。また、第4項 予備費といたしまして22万1,000円の減でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、令和6年度甲良町下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費の金額については、「962万2,000円」を「968万3,000円」に改めるものでございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 同意第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第5号 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

副町長。

○熊谷副町長 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

1、住所、滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬647番地。

2、氏名、青山繁。

3、生年月日、昭和35年12月6日。

同氏は、教職員生活37年中、甲良中学校に21年、うち教頭5年、校長6年、教職員として学校、地域教育に情熱を注ぎ、青少年育成にご尽力されました。

人格が高潔で、教育行政に関し優れた識見を有し、甲良町の教育向上に努めていることから適任であると判断し、任命するものであります。

どうぞよろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 教育長の任命についてですが、昨今の教育環境は大変厳しいと言って過言ではないというように思います。先生方の過労それから教員の不足、そして子どもたちについては様々な多様性の状況が出てきています。それから、ITの発達によって面接だけで、つまり授業だけで、先生の登壇だけで解決できる状況でないというのも実際に起きています。

私は、北欧のフィンランドに見られる競争教育から脱して誰もが学べば、分かればうれしい、喜びを与える、そういう競争教育から脱するというのが日本の教育では大変求められています。いまだに競争によって学力を伸ばそう、学習を強化していこうという方向は文科省が取っています。その犠牲になっているのが子どもであり保護者であり、そして先生方というように思います。

競争教育の弊害が表れる様々な問題でも教育委員会で議論をしていただいて、甲良町の子どもたちが健やかに成長し、そして学力を伸ばしていくということに努めていただくよう求めまして、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第5号は同意されました。

次に、日程第25 同意第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第6号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

副町長。

○熊谷副町長 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

- 1、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字在士497番地。
- 2、氏名、藤真照。
- 3、生年月日、昭和27年1月17日。

どうぞよろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 同意6号、7号についても、先ほど第5号で申しあげました討論の内容を適用して賛成討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第6号は同意されました。

次に、日程第26 同意第7号についてを議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第7号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長 熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

副町長。

○熊谷副町長 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

1、住所、犬上郡甲良町大字在士603番地1。

2、氏名、小島つや子。

3、生年月日、昭和45年7月29日。

どうぞよろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 先ほどの討論内容に加えて、小島さんについては新規で任命をされる予定となっていますし、同意を求められています。

比較的若い世代を代表するというように思いますし、初めての教育委員さんでありますので、忌憚ない意見、自分が感じることを率直に教育委員会の中で述べていただいて、教育行政の発展に努めていただきたいことを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第7号は同意されました。

ここで昼休憩にちょっと早いですが、1人はできませんよね、30分では。答弁ともども。

昼休憩に入ります。13時10分から。

(午前11時35分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き午後からの会議を再開します。

次に、日程第27 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、2番木村誠治議員の一般質問を許します。

2番木村誠治議員。

○木村誠治議員 それでは、中学校社会歴史的分野の教科書採択について質問させていただきます。

質問の背景です。

さきの3月議会では「人口減少、少子高齢化対策」について、「人口減を“制す”観点から若年層の流出抑制対策、今いる子どもたちへの郷土愛の醸成教育が必要」との考えから質問いたしました。このとき、当時の中川社会教育参事からは「私たちの犬上」という副読本を犬上3町合同で制作の予定と答弁いただきました。加えて「社会教育課では、小学生対象のせせらぎ探検隊の事業の再開による実施を考えております。内容については、自然環境、歴史景観の下での体験を通じた郷土学習をお考え」とのことでした。

先日、8月5日のせせらぎ探検隊、このときは藤堂高虎DVD視聴でしたが、これに、私、小学生対象であるにもかかわらず参加してしまい、関係者の方にはご迷惑をおかけいたしました。

今回は、今いる中学生への郷土愛の醸成教育も必要であるとの観点から質問いたします。

質問の目的。今9月議会では、中学社会歴史的分野の教科書採択について、子どもの健全な自我形成のための歴史教育という観点から質問いたします。

中学校歴史教科書の採択は、教育基本法第2条第5号(教育の目標)の下に、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と明記されています。この条文の意義と解釈は、教育における目標の1つとして、日本の伝統や文化を尊重し、それを育んできた国や地域(郷土)に対する愛情を育むことが求められていることを示しています。また、同時に他国を尊重し、国際社会の一員として平和と発展に貢献する姿勢を養うことが重要とされています。これは日本の歴史や文化を理解し尊重することが国際的な理解や協調につながるという理念を反映しており、教育現場での指導の指針として位置づけられています。とされています。

また、中学校学習指導要領の総則には、「伝統と文化を尊重し、それらを育

んできた我が国と郷土を愛し」という表現が含まれています。具体的には、生きる力を育成するための基本的な方針として、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と記述がされています。この記述は、教育の中で日本の伝統や文化を尊重し、それらを通じて国や地域に対する愛着心を育むことが求められることを示しています。また、これに加えて、国際社会において他国を尊重し、平和や発展に貢献する姿勢を持つことも教育の目標として位置づけられています。この方針は、生徒が自国の文化や歴史を理解し、他国との協調を図るための基盤を形成することをめざしています。

実際にこれらのことに基づいて、本町中学校の社会、歴史的分野の教科書が採択されているのか確認させていただきたく質問いたします。

①令和6年度は、今年の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度で、令和7年度から原則として4年間使用されると認識しています。この認識でよろしいでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 はい、4年間使用されます。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 はい、ありがとうございます。

答えていただいたとおり、今年は昨年度の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度です。そして、近代日本を悪く描き出すいわゆる自虐史観を克服し、次世代の子どもたちに誇りある日本の歴史の真の姿を伝えるべきであるとして作られている育鵬社や自由社に加え、新たに令和書籍の教科書が検定に合格しています。

そこで次の質問に移ります。

②今回、それから前回、4年前ですね。それと前々回、8年前の採択出版社を教えてください。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 社会科の教科書についてですが、教科書3つに分かれています。今議員がおっしゃっているような歴史的分野、そして地理的分野、そして公民的分野と3つありますが、議員の質問から出てきました歴史的分野の教科書については、今回は株式会社帝国書院となりました。

前回、前々回につきましては、両方とも東京書籍株式会社となっております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 はい、ありがとうございます。

今回の帝国書院、それから前回と前々回の東京書籍ということでございます

が、私も調べましたところ、2016年度も東京書籍とネットの方で調べることができましたので、都合2013年から2024年までの12年間は東京書籍の採択が継続していたという認識でおります。

そこで次の質問に移ります。

③中学校社会、歴史的分野はどんな方法で、誰が、どういった理由で採択されているのでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 社会科の教科書のみならず全ての教科書なのですが、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律で定められているとおり、教科用図書の採択は各市町教育委員会で行います。

また、県内の採択地区ごとに教科用図書の採択について協議をする教科用図書採択協議会を設けなければなりません。甲良町は、彦根市、多賀町、豊郷町、愛荘町で第4地区教科用図書採択協議会を設置しています。

教育委員会は、この第4地区教科用図書採択協議会における選定の結果に基づき教育委員会本会議で教科用図書の採択について審議いたします。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 はい、ありがとうございます。

我が甲良町は滋賀県第4地区ということで、私もつい先日彦根市のホームページに9月2日に更新ということで載っていました令和7年度使用教科用図書第1回、それから第2回の採択協議会議事録を閲覧しました。丁寧かつ公正な協議がされているように感じました。また、令和書籍への言及も確認した次第です。

その上で、ちょっとここから英国、イギリスの歴史のことになりますが、かつてイギリスでは第2次世界大戦後の教育が英国史に対する自虐的な視点を強調し、帝国主義や植民地支配の負の側面を強調することが青少年の愛国心を弱めているという批判がありました。そこで、当時のサッチャー政権はこうした傾向に対抗し、英国の歴史的栄光や文化的伝統を再評価することで青少年に自国への誇りを持たせようとするのを1つの目的として教育改革を実施しています。この改革に見られるような自己肯定感や誇り、愛国心の醸成といった観点での評価も重要であると考えます。

ここで、今年2月日本財団が行いました62回目の18歳意識調査結果を引用して紹介します。以下引用です。

日本、アメリカ、イギリス、中国、韓国、インドの若者、各国各1,000人、年齢では17歳から19歳に国や社会に対する意識を聞いています。

まず、自国の将来について「よくなる」と答えた日本の若者は全体の15%、

自身の将来について「夢を持っている」は60%、これ、いずれも6カ国の中で最も低い数字でした。

そして、「自国は国際社会でリーダーシップを発揮できる」もやはり6カ国中最下位、中略で、このほか「自分の行動で国や社会を変えられると思う」は46%、「自分には人に誇れる個性がある」が54%と、こちらも両方とも6カ国中最下位となるなど、他国の若者に比べ、日本の若者、自己肯定感や自己効力感が低い実態が数字にも表れていると思います。

この調査結果と関連するかどうかは断言できませんが、こども家庭庁の小中高生の自殺者数年次推移令和4年確定値をお示ししたいと思います。口頭で言いますと、令和2年が499名、令和3年が473名、令和4年は514名ということであります。

そこで次の質問に移ります。

④採択に際しての評価観点と採択に至った理由をお聞かせください。議事録はございますでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 評価観点につきましては、議員の皆様には社会科の歴史的分野の評価観点の内容についての資料をお渡ししておりますので、そちらをご覧ください。

評価観点は、どの教科もですが、主に「知識及び技能について」が1つ、2つ目に「思考力、判断力、表現力等について」が1つ、3つ目に「学びに向かう力、人間性等」の3つに分けられています。

そのほかにも、子どもにとっての使いやすさという観点からも評価しております。

評価の観点の内容につきましては、資料等を見ていただいて確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議事録につきましてはですが、第4地区教科用図書採択協議会の議事録がございます。先ほど議員の方からもお話がありましてとおり、議事録は9月2日から彦根市教育委員会のホームページで公開されています。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 はい、ありがとうございます。

続けて、次の質問に移ります。

⑤子どもたちの健全な自我形成のための歴史教育という観点、生徒たちが自己肯定感を高められるという観点は重要だと思います。いかがでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 議員のおっしゃる子どもたちの健全な自我形成や自己肯

定感を高めていくことにつきましては、子どもが成長していく上でとても大切なものだと思っております。学校、園におきましても、様々な活動、そして各教科を通してその育成をめざしているところでもあります。

ですので、歴史的教育という観点からというよりも教科横断的に、また教育活動全体を通して今おっしゃいました子どもたちの健全な自我形成や自己肯定感を高めていけるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 歴史に限らずということで、教科横断的に大切、重要であるという答弁をいただきました。ありがとうございます。

大東亜戦争前のレッドページ、共産主義者追放、これ私も中学校のときにたしか習ったか耳にしたような記憶があります。それと戦後の公職追放政策、約20万人ぐらいが追放されたということ、大変そのときに戦争前後で非常に教育の現場が揺れたという事実がございます。それぞれ異なる時代背景と目的を持ちながらも日本社会に対して強い影響を与えていると考えます。GHQ、連合国最高司令官総司令部による占領政策には国際法違反とされる行為、焚書、行動規制、内政干渉等が幾つかあり、その影響は歴史教育が日本人の自己認識にまで及んでいると考えます。日本が直面している多くの課題をふまえた上で、将来の日本を担う青少年に対する教育、特に歴史教育においては日本の歴史や文化を深く理解し、誇りを持つことができるようにすることが重要であると考えます。

また、日本の歴史を肯定的に捉える視点を取り入れ、戦後の自虐的な歴史観を克服しつつ国際的な視野を持つことが求められると考えます。

今後、さらに日本の歴史を肯定的に捉える研究書が増え、これに伴い多数の学術論文が蓄積されていくことで、社会、歴史的分野の教科書採択あるいは採択協議会の様相も変化していくということを期して、一般質問を終わります。

○丸山議長 木村誠治議員の一般質問が終わりました。

次に、7番野瀬議員の一般質問を許します。

7番野瀬議員。

○野瀬議員 7番野瀬でございます。

先ほど木村誠治議員の方から歴史分野に特化した形での質問がありましたけれども、まず、私の方から歴史にかかわらず学力全般というところでの質問をいたします。町内の児童そして生徒、その辺の学力を伸ばしてほしいというところでございます。

7月30日、ここでの報道によると、小学6年生と中学3年生、この対象で学力テストが行われ、その結果ですけれども、滋賀県の結果として全ての科目で

全国平均を下回ったという報道がございました。私自身、学力が全てということはおもっておりませんが、社会に出てから活動の場が広がると、そういうことをおもっておりますので、やっぱり学力も大切だという認識をしております。

地元の生徒、今現在は3年生が対象になつておりますけれども、この学力、これを向上していただいて、社会に出て活躍できることを期待して、以下の質問に移りたいと思います。

まず1番目、小学校6年生と中学3年生それぞれの結果はどうだったか。点数そのものを公にはできないと思いますので、相対比較、昨年と比較してどうだったか。または、県平均と比較してどうだったか。この辺のところを述べていただきたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 全国学力学習状況調査の結果ですけれども、小学校においてですが、昨年度は国語科、算数科とも県平均とほぼ変わらないような結果でしたが、今年度につきましては国語科、算数科ともに県平均と差が広がる結果となりました。

あと、中学校につきましては、昨年度は県平均とかなり差がありましたが、今年度は国語、数学ともに県平均との差が縮まる結果となりました。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今、前者で小学6年生の県平均と、もう一度、どうでした。

○橋本学校教育課長 今年度ですね。

○野瀬議員 6年生。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 今年度ですが、県平均との差が、今までよりも少し差が広がったというのが今年度の結果となっております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 聞き方によっては、いい方向に広がったという聞こえ方もできるんですけれども、下がったということですね。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 はい、そのようになります。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

あと、これは全国的なところだと思うんですけれども、記述式の問題、ここで県全体としての課題だという認識をしているんですけれども、記述式の問題で課題があったという論評がされておりました。町内でそういった結果を拾えるか

どうかは分からないんですけども、町内でその辺はどうでしたでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 今議員がおっしゃったとおり、記述式の問題の解答率は全国的にも低く、本町の子どもたちにとってもこちらの問題については解答率が低かったので、本町にとっても課題となります。

解答率が低かった学校というのは無解答率、何も書かないという者も多く、問題を読み取る、あるいは読むことができなかつた、諦めてしまったのではないかというふうなことも考えられます。ですので、簡単に諦めることなく粘り強く取り組めるような子どもを育てていかなければならないということと、まずは読めるように、漢字の読みも大切にしながら教育活動を進めていくことが必要だというふうに学校とも共通理解をしているところでございます。

その一方、幾つかある記述式の問題の中で全国平均よりも解答率、正答率が高かった学級もございました。ですので、少しずつ記述式の問題に対応できる児童あるいは生徒も増えてきたのではないかというところも思っているところでもあります。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

甲良中学そして甲良小学校、この辺の課題というところで今述べてもらったんですけども、そのほか聞いている話では最近優秀な生徒が近隣の中学校へ進学すると。甲良中学へ進学しないでほかの中学校へ進学するというのが増えているというのも聞いています。これは通告書に載せていないんですけども、最近、近隣の中学へ何人ぐらい進学しているんでしょうか。分かれば。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 甲良町内の東・西小学校から卒業して甲良中学校へ入学してくれる児童・生徒、以前よりも多くなっています。逆に、他市町というか、県立中学または私立の中学校へ進学する子どもたちは以前よりは相対的には減っています。

私が教頭、校長をしていたときは、かなりの子が違う学校へ行っていました。ある年によると、ある年は3クラスが入学前の予定だったのが二クラスになったと。それだけ減ったという年もありました。でも、最近は両小学校一桁ぐらいの存在です。

ただ、年によってはそれは差がありますので、ちょっと一概に言えませんが、全体的に、相対的には減ったというふうに思っています。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 はい、分かりました。

魅力ある中学校、甲良中学、その辺をつくっていただいているのかなど。

少しでもそういった生徒が甲良中学に残るといところで甲良中学の学力もどんどん増していくといところで考えているんですけども、そういった流出を防ぐというのと、あとは学力がちょっと不足している生徒に対しての引上げ、これも考えなければならないと思っております。

そのためにといところでですけども、教育長が以前から進めておられました学力改革というか、子育て広場というか、その辺のところの現在どのような状況になっているか。これはまだスタートしたばかりですので成果はこれからだと思っておりますけども、今現在の状況、お知らせください。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 この事業につきましては、株式会社トライグループに委託して4歳、5歳、小学校1年生の子どもとその保護者を対象に呉竹センターと長寺地域総合センターの方で7月20日から隔週土曜日に実施しております。

事業内容といたしましては、それぞれの年齢の子どもさん、1時間程度なんですけど、初めは遊びやレクリエーションから始まって、その後、知育教材等を活用した学習指導を実施して、学ぶことの楽しさや充実感、達成感を実感してもらえる内容となっております。

また、この事業は保護者の方が参加できるというのが必須となっております。保護者につきましては、別室で待機していただいて、保護者同士のコミュニケーションであったり子育ての悩み、学習の悩み等を聞いてくれる先生の方もおられますので、そちらの方で支援の方も行っております。たまに子どもの学習しているところを見学してもらおうというような事業となっております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 はい、分かりました。

学力向上、これに関しては子どものそういった姿勢も大事ですけども、環境というか、親御さんの姿勢というのも、私、大事かなと思っております。

そこで、先ほど聞いた中で、親御さんも含めてそういった指導をしているということを聞かせていただいたので、今後もしっかり進めていただきたいというのと、全ての親御さんが来ている状況ではないという話もちらっと聞いておりますので、なるべく沢山の親御さんに参加していただいて、まず環境の場から子どもたちをよくしていくといった方向に持って行っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

その次に行きます。

学力というこの辺のところも大事なんですけども、私がそれと同時に他人を思いやる心、そして命を大切に学習、この辺も大事だということを考えております。

いろいろ物事が分かる中学校の学年の中で、中学3年間、この3年間の中でそういった特別授業というか、そういったものを開催していただきたいんですけども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 中学校では、各学年が週に1回道徳の授業というのがあります。その中で、命や仲間、自立、社会生活での規範意識の学習を行っております。

そのほかに、年に1度なんですけど、福祉学習として高齢者や障害者、人権等の学習も実施しているところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。積極的にこの辺も進められているようです。

子どもたちがこの辺の心を忘れない、そして友達を思いやる、命を大切にす、そういった心を持ち続けられるような教育、この辺をよろしく願いたいと思います。

続きまして、これ、以前私が一般質問した内容になるんですけども、通園バスの置き去り防止の対策についてです。

2年前の夏に通園バスに置き去りにされて3歳の女児が熱中症で亡くなりました。これに伴いまして、置き去り防止の取組をするようにということで県からも通達があったということで認識しております。

以前の私の質問に対して、まだできていないんですけども対策はするという回答を得られたんですけども、今現在どのような対策を進められているのでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 昨年7月に置き去り防止安全装置というものを東西こども園のバスに設置しました。

この装置というのは、バスのエンジンを切ったら車内にブザーが鳴り響きます。そのブザーを止めるためには後部についているボタンを押す必要があるものです。そのボタンを押しに行く際に児童が置き去りにされていないかというのを確認します。また、帰りの際にも再度確認をするというような対応をしております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。

この対策というのは、県で一般的な、標準的な対策になるのでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 申し訳ございません。県で一般的な対策というか、どうかというのは分かりませんが、調査したところこのようなものがあるということで、

甲良町はこの装置の設置をしたというものです。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。

今年も物すごく暑いというか、酷暑、こんな中、バスに置き去りされたら小さい子ども、とてもやないが我慢できないと思います。この対策が有効であるように進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

個別避難計画についてというところです。

今年の正月、皆さんもびっくりしたと思うんですけども、正月早々大きな地震が能登半島で起こりました。

その地震からもう半年以上が過ぎました。

先日も宮崎沖の地震があって、その発生から南海トラフの地震の臨時情報、その宮崎沖の地震が南海トラフに派生するんじゃないかということの検討会が起こって、テレビをにぎわせていました。

ここ最近、日本各地で地震も多く起こっております。日本というのは世界から比べても比較的地震の多い国だと感じております。

こういう状況の中で、高齢者などの支援の必要な避難の在り方、ここで課題が実際ありますが、国は災害の際に自力で避難が難しい人について福祉医療関係とともに個別避難計画を立てるようというのを求められております。県内においても8市町村しかできていないようです。

ちなみに、個別避難計画というのは自力で避難が困難な要支援者が誰とどこへどのようにという具体的な避難をどのようにするかを定めるもので、特にそういった寝たきりとか世話が必要な優先度の高い人、これに関しては令和8年までにそういったプログラムを作成することが求められております。

実際に、これも報道で確認したんですけども、3つのポイント、これは洪水とか土砂災害などの危険地域であるかどうか、そして障害とか、あと人工呼吸器、こういったものを使用しているかどうかの心身的な状況、そして独居老人か、そして社会的孤立者かどうか、これを優先して計画するように策定することを求められております。

あと、順番として7つのステップということで、庁舎内外の推進体制、そして対象地域、対象者の選定、誰を対象者にするかというところですね。そして福祉医療関係者への説明、地域住民への説明、本人の基礎情報の収集、福祉医療関係者との作成、実効性の確保の取組、こういったところのステップで進めなさいというところで規定されております。

近隣では対象者を限定して、完璧ではないんですけども、多賀町と豊郷町は既にできているようです。

甲良町の進捗はいかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、個別避難計画につきましては、令和3年4月の災害対策基本法の改正によりまして市町の努力義務と位置づけられたというところでございます。

甲良町の取組でございますが、避難行動支援者の台帳、これは申出の方、できておりまして、毎年更新をさせてもらっておるところではございます。

野瀬議員の言葉と重複するんですが、個別避難計画、具体的に誰が支援するのか、どこに避難するのか、どのような配慮が必要なのか、避難行動をどのように取ればよいのかというような計画につきましては、まだ作成はできておりませんでして、今年度からではあります、保健福祉課の協力も得まして進めていきたいというところでございます。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。

次のステップで、なかなか、できていると言いながら一歩進んでもらいたいなというところがありますので、次の質問でその辺を質問していきたいと思えます。

以前、私の一般質問で災害発生時に寝たきりの独居老人とか、そして酸素吸入器をつけた人、この辺の避難を町が主導で早くつくる必要があるんじゃないかということを訴えましたが、そのときは一覧表を作っているということでした。

避難介助の必要がある人全てが該当していないというところなんです。すなわち、希望者だけしか一覧表には載っていないと。これ、周りの人から考えたら、あの人、絶対に1人じゃ避難できないという人が本当に該当者になっているかどうか。少し疑問が残ります。これは希望者が手を上げるということじゃなしに第三者がこの人はやっぱり避難計画に載せて避難対策をしなければいけないという対応を取っていただきたいと思えます。

今まで避難の実効性と高めるために自治体とか本人以外の要請、支援、このことをよく知る福祉とか医療関係者、この辺はやっぱり一緒に絡めて避難計画、具体的な計画を進める必要が私はあると思えます。その辺、現在一覧表ができていたということでしたけども、もう一歩進んで、その辺の対応は現在どう考えておられますでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 一覧表といいますと、ひよっとしたら個別避難要支援者の台帳のことかなというふうには思います。

今後の課題ともなりますが、実際に今野瀬議員言われていましたように、実際支援を行う方が見つからない場合がありますとか、どのように進めていくのかというところも課題であるかというふうに思っております。

また、重度の障害のある方なり、また専門職との連携、専門車両、ヘルパーの手配なども重要な課題ではありますので、そういうような方と十分調整、協力を得ながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 やっぱり弱者をいかにして救うか。これに関しては行政が一生懸命前向きに進めていただきたいと思っておりますので、早く対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、産業集積地の活用についてというところですけども、これは先回全協で大分説明していただきましたので、実は私の質問プラス追加で質問しようとしていたところが大分答えていただきましたので、2度重ねて質問はいたしませんけども、その中で1つ、先回の説明の中で近々プレゼンテーションを県に対して行う必要があるというところがありました。

このプレゼンテーションですけども、甲良町の職員だけじゃなしにプレゼンの仕方をよく知っている第三者、これは第三者の、会社になるか個人になるか分かりませんが、その辺の力を借りて是が非でも、候補地として手を上げたからには何とか県の誘致を勝ち取っていただきたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 先日の全協で説明しましたとおり、プレゼンテーションのよしあしは審査の評価としないといったようなことは県から説明を受けておるところなんですけども、議員おっしゃりましたように、町としての意気込みや本気度を示すことというのは非常に重要と考えておひまして、精いっぱいアピールしたいというふうには考えておひます。

また、担当します企画監理課にもやる気のある職員もおるようですし、町長が戻られましたら、議員おっしゃった意見をふまえて、誰がどのようにアピールしていくかといったようなことを相談してまいりたいというふうに考えておひます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 もう一つ、これ、確認なんですけども、私が以前聞いていたのは、北部振興というところで長浜地区で1カ所、それ以外のところで1カ所という、私、そういう認識をしていたんですけども、先回の説明の中では、長浜、米原そして高島、ここで1カ所、それ以外で1カ所ということだったんですけども、

これは変わってきたんでしょうか。それとも最初からそういう段取りやったんでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 最初からその区割りでございました。

県が言う北部振興という北部の位置づけがいわゆる、私ども長浜というような位置づけの北部ではなくて、高島、長浜、米原をある一帯を北部と位置づけての北部振興というふうに呼んでおりますので、その地域で1カ所ということでありましたので、議員おっしゃっていただいたように、先日説明しましたとおり、そちらで1カ所というのは元々の想定と同じです。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。これはおそらく私以外にも大分勘違いしていた人は多いと思います。

何せ甲良町にこの産業用地というところで、県の力添えというのはぜひとも必要だと思いますので、力強くアピールしていただいて、何とぞ勝ち取っていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。

(午後 1時57分 休憩)

(午後 2時13分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番西澤議員の一般質問を許します。

9番西澤議員。

○西澤議員 それでは、今日の最後の一般質問をさせていただきます。

町民は、健康で最後までこの甲良町で暮らしたい、ないしは自分が生き生きとして人生を送りたい。こういうように思っておられます。

しかし、今の社会状況はいろいろな化学物質が出回って、地下の汚染、大気の汚染、こういうことも避けられない今の状況になっています。

そこで、今日については水道水の安全性の中で米軍基地の近くなどで検出されている地下水のP F O S、私、化学にはそう、全く明るくはありませんけども、いろんな記事を見るたびにそのことを思いますので、その点またご協力、ご回答よろしくお願いいたします。

1つに、我が町の水道水のP F O S、窒素化合物の総体でありますけども、その以外の物質についての汚染などがどういう状況なのか。また、そういう安心して飲む水が提供されているのかどうか、お尋ねいたします。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 甲良町におきましては、水道法におけます水質基準の補完項目と照らしまして、毒性が定まらない項目などというのがありますが、その中に水質基準管理設定目標、27項目あります。その中には農薬類も入っていますが、その中で今議員おっしゃいましたPFOS、PFOA、有機フッ素化合物が含まれている検査の方も令和4年度から実施しておりまして、基準値以下ということで基本的には出ていないという状況でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私の家だけではないと思いますけれども、湯沸かし器の縁に付着する白い粒子のようなものが出てきます。長い間、私は暖房のところに、暖房が強まると空気が乾燥しますので、乾燥防止のために洗面器を置いているわけですが、洗面器の周りに水が減るたびにこの白い粒子、これがつくんですけども、これが胆石などの健康被害に結びつくものでないのかどうか、その点ではどうでしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 甲良町におきましては、中軟水ということで若干カルシウムが含まれております。そのカルシウムが煮沸しますと塊として出てきますので、そういったものが今ほどおっしゃいますようにポットでありますとかやかんから煮沸した際にできるもので、特段、カルシウムでございますので健康的な被害が出るというものではございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 分かりました。

それで、そういう点でも徹底した調査が必要ではないかというように思っています。

②、③を続けまして、昨今全国的にも汚染が広がっていますPFOS、それから窒素化合物の複合体ですね。これに対して国、県から指導や指示などがこの間あったのかどうか、ご回答ください。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 今ほど2つ目と3つ目ということで、合わせてご回答させていただきますと、本町におきましては国の方から検査の実施の方を通知が発出される以前から令和4年度に今のPFOS、PFOAを含めました検査の方を実施しております。

併せて、その水質検査の体制につきましても、甲良町におきましては委託をしておりますので、その業者から検査の方、実施をしております。また、検査体制としましては、何か緊急時、非常時、あと住民さんからの通報等がありましたら、その際に合わせて緊急ですぐ臨時検査ができるような体制も整っておりますので、またその際には声がかかり次第そういった体制で臨んでいるとこ

ろでございます。

県、国からの指示でございますが、令和5年度10月17日に厚生労働省生活衛生局水道課水質管理室より今ほどのPFOS、PFOAの水質検査の結果と実施の方、確認も含めてということで通知がありましたので、それに基づきまして本町もやっているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、明るい滋賀の会ニュース346号にこういう記事が載っていました。割愛をして紹介しますと、現在1万種類以上存在するとされるPFOS、PFOA等は、この有機窒素化合物の総称です。水や油をはじき、熱に強いなどの特性で、泡消火器、半導体の製造、そしてフライパンのコーティングなど、私たちの生活の中でも様々に使用されています。しかし、その中には発癌性など人体に悪影響を及ぼすことが懸念され、既に製造や使用が禁止されているものもあります。人体に入れば排出されず、蓄積し、水や土壌に存在すれば分解されなくなる、永久に残る、永遠の化学物質と言われていています。日本では3種類で、多くの物質が使用規制の網にかけられていないと言えます。泡消火器に頻繁に使用されていることが指摘されています。直近では、自衛隊航空隊基地がある岐阜県の各務原市の水道水の水源から高濃度のPFASが検出され、住民の血液検査でPFAS濃度が大変な高値であることが明らかになりました。滋賀県内では環境省による全国調査のほか、県による河川、琵琶湖の調査、各市町の水道事業所が浄水などを検査しています。しかし、検査を実施している水道事業所は僅かであり、自衛隊基地や工場周辺などの工場排水の検査など、より綿密に検査数を拡充し、住民に結果を公表することを県、市町に求めることが急がれます。こういう記述になっています。

そういう点で、今、検査されたことについて、通知も含め、安全基準の範囲内だということについては何か広報で知らせておられるのでしょうかね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 水質検査につきましては、一定水道法に伴います報告はホームページ等では掲載しておりますが、ここのPFOS、PFOAにつきましてはまだ公表させていただいてはありません。ただ、基準値以内ということでもありますので、一定あくまでも公表する項目には上がっていないということにはなりますけれども、今後そういった指示等がありましたらそれに対して開示していくことにはなろうかと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今の公表の件ですけれども、自主的に公表するということもできるんですかね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 一応自主的には公表できると思っております。

一応県の方から調査がありまして、県の方には報告をしております。その中で県からの報告、間接的も含めて見ていただくことも可能ですし、本町の方で公表していくことも可能であります。

○西澤議員 ありがとうございます。

それで、2018年、遡りますけども、12月16日午後4時頃発生した春日商会の建設資材置場から出火した火災で、泡消火器剤が大量に使われたと聞きます。地下水への浸透は大丈夫だったのかと思われまます。

豊郷町の簡易水道の2つの井戸、2つの井戸のうち1つから何らかの汚染物質が検出され、新しい水源を求めて今試験掘削中と聞きます。甲良町の水源もしっかり調査は必要だというように思いますが、この2018年の大規模、甲良町から見たら丸1日、2日分燃え続けましたね。ほんで、煙も松原の方まで届いているようでしたし、私のところも本当にもう臭いがぷんぷんするところでした。そこで泡消火器が使われて、しばらく農地の利用について注意が呼びかけられたというように聞いていますが、この影響は特段なかったと確認しているんですかね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 今その2018年度におきましては実質検査の方を行っておりませんので、実質そのときにPFOS、PFOA含めたものが出たかということは確認できておりません。

ただ、令和4年度以降検査している中で、今現時点では基準値以下というか、基本的には検出されておきませんので、被害がなかったのかなというふうには想定されます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 4番目に行きますが、いろんな生活資材に出回っている現状から見て、この汚染物質になるPFOSの危険にさらされないための注意点、心得などについて分かる範囲で提起いただければ幸いです。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 心得といいますと、使っていただいている方について特段何かということはないかと思っております。どちらかといいますと、事業者側、私どもの水道を管理させていただいている町側の方の責任など心得ということになりますと、水道法の第1条に記載されていますとおり、目的を果たすために安心安全な水道を供給すること、維持管理を含めたことが、体制を整えることが重要だと考えておりますし、水質検査につきましても、先ほど申し上げましたように即時対応できるように整えているところでございます。

また、こういった情報につきましては、県を通じまして、また関係の近隣市

町との情報共有も必要かなということで情報共有を図っているところでありまして、そういったところが心得と注意点ではなかろうかとは思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 フライパンなどに利用されている点では、そう直接日常生活に影響を与える、健康上に影響を与えるという状況にはないということで見ていいのでしょうかね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 製品についての安全性というのは、ちょっと私どもには確認はできないんですが、水道水におきましては、基本的に今ほど建設された場合というのは浅井戸、30メートル、40メートル、もしくは河川、あとは琵琶湖の水を活用されての水道給水ということで、伏流水もしくは河川または琵琶湖ということで、一定そういった工場用水等が流れ着く、流れた水を使われるというところが主な原因にはなろうかと思えます。本町におきましては約100メートルほどの深井戸を使っておりますので、そういった危険性については低いかということと、今現時点では発見されておられませんので、問題ないかと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 引き続き注意喚起が必要だというように私も思っています。

次に進みまして、「高齢者・障がい者等の安全な移動のために」という設定です。

高齢者や障害者が安全に移動するためには、やっぱり補助やその制度が必要になってきます。

1番目に、障害者総合自立支援法に定められた各種の支援制度の現状と課題についてお尋ねをいたします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 お尋ねの件につきまして、事前通告では高齢者・障害者のいずれもお尋ねいただいておりますので、順に説明いたします。

高齢者が利用できるサービスは甲良町の要綱に基づく外出支援サービスがございます。この制度は、バスやあいのりタクシーなど一般の公共交通機関が使えない、利用できない高齢者が定期受診であったり介護予防事業に行ったりという移動手段に使える制度でございます。

令和5年度の、ちょっと現状ではないんですけども、令和5年度の実績を少し調べまして、通院サービスは約40名の方が1カ月当たり140回程度使われました。介護予防教室等の送迎は約20名の方が90回程度利用になっておられます。

ちなみに、事業の5年度決算額は310万円になっておりまして、5年で毎

年10万円程度増加しているところでございます。

続いて、障害者が利用できる移動に関するサービスの説明をいたします。

これは2つありまして、1つ目が障害者総合支援法に基づく通院等介助、いわゆる介護保険という介護給付に当たるものがこの障害者総合支援法の障害福祉サービスと一般的には言われているものです。

こちらと甲良町、市町村が独自性を発揮して使える地域生活支援事業というものの中に移動支援事業というものがあります。最初に申し上げた通院等介助は、自宅から病院までの送迎と院内の介助が受けられるサービスです。これは昨年、令和5年度15人の方に支給決定をしておりますが、実際に使われたのは10名ぐらいです。

移動支援事業は、障害者の社会参加に必要な移動や外出の際に利用できる制度です。買物に行ったり映画鑑賞、野球観戦、プールに出かけたりなど、主に余暇活動の際に利用されています。令和5年度は、こちらも1カ月当たりの数字ですけれども約10名の方が60時間ほど使われました。

こちらの決算額は約200万円ほどで、こちらも少しずつですけれども増えていっております。

課題をお尋ねいただいているところであると承知しております。

この課題についてなんですけれども、本町の障害福祉サービスや高齢者のサービスは、全て、まずこういうふうになっているなどの相談から始まっております。十分その相談内容を確認して、どんな制度を使えばこの方が困り事が解決するかな、などを相談員、基本的には複数で考えて、それなら外出支援を使おうとか、それなら移動支援を使おうなどという決まり方をしておりますので、基本的に本町の対応でその後解決していないよというケースを今のところ確認できておりませんので、特にその利用者側の課題というものは把握しておりません。

また、実施主体としての本町において、外出支援は基本的に社協に委託して実施しております。社協が今十分賄えているといいますか、委託に耐えられないような、何ていうんでしょう、体制であるということも聞いておりませんので、運営サイドとしての課題も特にないというふうに理解しております。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。

そこで、改善点は指摘されているというように全体的に問題なんです。

今、本町の場合、改善をする項目は特段見当たらないというような回答でありましたけれども、身体及び精神疾患、知的障害の方の暮らしはもちろん、余暇、レクリエーション、映画鑑賞、今言われたところですね。人権を守るとても重

要な支援制度だと考えています。

それで、居宅の障害者は支援制度を受けることができるのに、一方、施設入所の障害者は移動支援を受けられない状況があるというように、豊郷の議会の中での報告で聞くことができました。その実情があるのかどうか、また、そういうことが事実なのかどうかについて、お尋ねをいたします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 議員おっしゃるとおり、障害福祉サービスというのが、そもそもが2つの種類に少し分かれるところがありまして、在宅のサービスとして整理されるものと施設入所サービスとして整理される2種類がございます。

主に在宅サービスにはホームヘルプであったり、先ほどの通院等介助のサービスがあったりというサービスがありまして、基本的におうちが起点になるサービスとお考えいただければ間違いないと考えています。

一方の施設入所サービスといいますのは、障害福祉の施設といいますと、例えば彦根のかいぜ寮であったり、こういった施設に入所する、びわこ学園であったりと、そこで生活をするというサービスの2種類に区分されております。

今話題になっている移動支援事業は在宅サービスの位置づけになっておりまして、基本的には施設入所者を対象にしたサービスではありません。ただし、入所施設は様々な余暇活動を実は行っているんですね。例えば、我々も実際仕事をする中で、かいぜ寮は2週間に1回ぐらい、例えばマクドナルドが好きな人だったら「今週はマクドナルドの日やね」ということで、そういうふうに本人の希望に沿った余暇活動は一定行っておられますので、基本的には必要がないのかなというのでこういうサービスの分かれ方になっていると承知をしているところです。

ところが、全くこれを認めないというふうになってしまうと障害者の余暇活動が十分でないという可能性が出てきます。なので、入所施設にあっても、一定の条件といいますか、状況といいますか、個別の相談内容に応じて全く入所施設では賄えない場合が出てきたときに、こちらも「絶対やってはいけません」ではないんですね。先ほど別々になっていると申し上げましたけれども。全国的には実際にそういう支給決定をやっているところもありますし、全く認められないともこちらも考えておりませんので、個別の相談には応じるというスタンスを取っているところです。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私が聞きましたのは、彦根、犬上、愛荘の1市4町の湖東定住自立圏で統一をしているので、例えばAという施設にそれぞれ違う市町の方が入所をしている。一方の1つの自治体に住所を置いている方については利用ができ

るけども別の自治体に住所を置いている方は利用ができないと、こういう状況が生じてしまうということを聞いていますが、そういうなのは定住自立圏で統一をして制度化、運用をがちがちにしているものか、それともそれは柔軟に運用をしているものなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 議員おっしゃるとおり、定住自立圏で、1市4町で共同してやっている部分は確かにあります。全く共同事業という、何ていうんですかね、共同事業という名前であるものが例えば彦根のスクリーンの前に「せいふう」という重度障害者の施設があるんです。例えば、ここの施設は重度の障害者、医療的ケアが必要な方であるとかそういう方が行く施設になっているんですけども、これは1市4町が共同して補助金を使ったりして、何ていうんですかね、そこはもう完全に共同事業というスタイルでやっているんですね。同じように、人口割等で配分はありますけれども、みんなで共同してやらないと、1町で、1市だけではできないという。例えば施設の整備等にも補助を出したりしますので、このように共同でやっている部分というのがあります。

ところが、今申し上げた移動支援は基本的に町長が支給決定をするものですから全く共同にということとはできなくて、ただし、この湖東圏域で一定のルールは一緒にしておこうねと。例えば、移動支援1回当たりの単価が彦根に行ったら3,000円もらえるのに甲良町に来たら1,500円しかもらえないとなってくると事業所も甲良町を敬遠しますよね、おそらく。なので、その料金体系であるとか1カ月当たりの利用時間でありますとか、このあたりは共通にしようというところはあります。ただし、それぞれの個別の対応、個別の支給決定においてそこを共通にしようという議論は今のところ私の記憶ではないように記憶していますので、それぞれの市町村が責任を持って支給決定をするという解釈をしております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、逆のところから理解をすると、湖東圏域の枠組みを外れて、外れてというか、その枠組みで必ずしも市町村が決定をしなければならない、しばられるということは、ルール上はない。元々の決定は市町村長が決定をするという内容やから、そこは柔軟に対応するという意味なんですかね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 全く議員のおっしゃるとおりです。基本的には、支給決定に関しては町長が決定すると。これ、そもそもそういう制度になっていますので。

ただ、少し問題といたしますか、心配事としては、地域生活支援事業の中の移動支援の財源が建前上は国が半分持つようになっているんですね。ところが、

実際は、何ていうんですかね、上限が決まっているような補助金でして、これ以上使ったらあげないよというのにどこの市町村も引っかかっちゃっているんです。

例えばですけれども、1,000万円その事業に使ったとしたときにおおむね800万円ぐらいが頭打ちになっているような、こんな制度なんです。なので、ということは、今の移動支援事業がどんどん入所施設も使っていったりしたときに、ほとんど単費になってくるわけですよ。なので、このあたりを国がもう少し考えてもらえないかなというのが以前から我々が心配しているところです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われたように、国の枠組みを増やす、そういう課題は大変重要だけでも、湖東圏域で枠組みをして、その枠組みに捉われて市町村が移動についてできないという決定をすることはないというのが再度確認できるでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 はい、そのとおりでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。

次の質問に移りまして、高齢者等電動車椅子の公道走行における安全確保のため、ぜひ講習会を開いてほしいとの要望を聞きました。関係機関と連携をして実施をぜひしてほしいなと思っています。

私は車で行ったり自転車で行ったり、それから時々ウォーキングをたまにですけどもしていますが、そのときに電動の車椅子を利用されておられる高齢者、時々やっぱり見かけますね。方向指示器が出ていなかったり、それから真ん中を走っていたり、そういう点でも危ない箇所はよく見ることがあります。その点で、ぜひ検討いただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 特にシニアカーについてでございますが、高齢者の方や長距離を継続して歩行が困難な方が多く使用されているというような現状でございます。

講習会についてでございますが、先日も老人クラブの会長さんとも相談しまして、関係機関、これは彦根署なり交通安全協会とも情報を共有いたしまして、特に民間企業でも講習もあるとも彦根署の方からも聞いておりますので、今後は老人クラブさんのご協力も得まして、それだけではなくして高齢者への交通安全講習も含めましての調整をしていきたいというふうに思います。

以上です。

- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 シニアカーですか、電動車椅子を利用されている方のリストを甲良町が把握しているというわけではないわけですよね。それはありますか。
- 丸山議長 総務課長。
- 中村総務課長 特にございませぬ。車両の台数も、警察の方に聞きましたところ、警察の方でもちょっと把握はされておられないというところがございます。以上です。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 ですから、今総務課長が回答いただきましたように、老人クラブ連合会とかそういう障害者の団体などとも連携をして開催ができるようにぜひ努力をお願いしたいというように思います。
- 続いて、3番目の尼子駅周辺の住宅地の確保事業についてであります。
- 1つは、総括的に進捗状況、これ調査費が設けられましたけども、それから数カ月が経過をしてくれております。
- それで、進捗状況はどういう状況なのかのご報告を願いたいと思います。
- 丸山議長 副町長。
- 熊谷副町長 当該予定地は県営かんがい排水事業の受益地であること、加えて農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法における青地農地でありますことから法的に開発を規制されている地域となっております。そのため、開発の前提として1つ目の受益地から除外すること、また2つ目の青地農地を白地農地に変更する、いわゆる農振除外の手続が必要でありますことから、その手続について所管庁である県と現在協議を行っているところでございます。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 その法的クリアをしていく上での課題などを今協議中。それ以外はあるんですか。
- 丸山議長 副町長。
- 熊谷副町長 2つ目の質問の内容に加わってくるかとは思いますが、よろしいでございますか。
- 西澤議員 ああ、そうですか。はい、分かりました。
- 熊谷副町長 今ほど申し上げました県営かんがい排水事業の受益地から除外すること、それから農地青地を白地に変える農振除外をすること、これがまずもって必要な手続であるんですが、それ以外につきましても都市計画法に基づきます開発の手続でありますとか、あと事業費及び財源をどのように行うのかといったような財源の検討、それ以外にも所有者と用地交渉を行っていくといったような課題が今後必要になってくるかなというふうに考えております。
- 丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 2つ目のところを回答いただきましたが、報道によりますと「尼子駅前に約4ヘクタールの宅地を確保し」というようになっています。これは中日新聞で地図入りで報道されているものでありますけども。

それで、3番目に続きますと、この記事の中には周辺の社宅の、企業の社宅整備についても言及をされています。これは初めて聞くところですけども、企業の社宅を甲良町が手がけるのか、それとも勸奨をしていくのか、それとも提携をしていくのか、そういう点でもこれからの課題だというように考えますけども、どのような構想を持ってこの取材に応じられたのかなというように思いますね。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 町内企業の関係者の方からは町内に社宅や社員寮といったようなものがあつたら非常に魅力的だなといったような声を聞いておりまして、具体的な構想に至っているわけではありませんけれども、こうした地域の多様なニーズをお伺いしながら事業展開を進めていければなというふうに考えております。

議員おっしゃっていただいた町が社宅を建てるという意味ではなくて、あくまで個人住宅にしる社宅にしる、それを建てられるのは購入された方であつて、町としてはその宅地いわゆる更地を整備して売るといったようなところまでは町の責任かなというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、この社宅の用地ですね。これも住宅用地になるわけですけども、この約4ヘクタールの中の部分という意味でいいんですかね。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 全体面積の4ヘクタールの中でそういった展開というのもあり得るのかなと。また、具体的な構想には至っていませんけれども、住宅以外にもやはり人が住まれる中では、やはりものを買って求めになれる商業施設的なもの、それからお子さんであればそのお子様が必要とされるような医療機関であるとか、あと高齢者の方が必要とされるような高齢者施設であるとかといったようなことというのやはり近隣のまちづくりという意味では必要になってくるのかなというふうなことを考えておりますので、住宅しか建てられないよというわけではなく、そういったところ辺は、まちづくりという広い観点からの必要性を考えていく必要はあるのかなというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 大変な大きな構想ですけども、そうなればなるほど4ヘクタールだけでは足りないのかなというように感じたりもします。

そこで、4番目の質問に移っていきますが、食料の確保、それから農業振興

の課題と本事業との関係、どう考えるかです。

つまり、農振地、青地を白地に変えていく。それからその専用地域を変えていくわけですから、大変な農地の減少というようになるわけですね。これ、相反をしないのかどうか、大変心配するところですけども、いかがなんでしょう。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 近年では米需要の減少や後継者不足により全国的に水稻作付面積が大幅に減少している現状がございます。そのため、必要となる優良農地の維持確保、こちらの方は努めながらも、こちら甲良町の人口減少の歯止めがからない状況を考えますと、まちづくりのためにも住宅地を確保し定住移住を促進することは必要不可欠でありまして、取捨選択といったような観点から農地を転用し住宅地を確保することは農業振興といったような観点から矛盾するものではなく、一定必要なものというふうに考えております。

また、数値的な概略を申し上げますと、甲良町全体農地面積は600ヘクタール。600ヘクタールあるうちの4ヘクタール。少ないからいいというわけではないんですけども、600ヘクタールの全体の優良農地をどのように確保していくのかという観点の中から必要最低限まちづくりのために必要な農地転用といったようなものは、その必要性を見極めながらまちづくりというものを考えていく必要が先ほどと同じくあるのかなというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 テレビの報道もありましたけども、また新聞の報道で、米の需要は伸びているんですね。ですから、日本のやっぱりおいしいお米、これは大変人気が高いです。こういう点でもそのことに応えようとするところとの対案ですね。

それから、昨今の米不足、それから気候変動などの日本の農業が果たしている役割、大変重要なものがあります。優良農地を行政の手で削減することは大変疑問が残るわけですけども、そのことについても検討をされているところでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 議員おっしゃっていただいているところ辺、必要な分と考えておりますし、最近の米の異常な高騰というのは米不足といったようなことから報じられているわけなんですけども、これが一過性のものなのか、それとも農業施策、全国全体のものなのかというのは一定見極めていく必要があるのかなというふうには考えております。

また、600ヘクタール中の4ヘクタールが少ないからいいというわけではないと先ほど申し上げましたけども、それもそのとおりでございまして、地域で農業を担っていただいている地域の団体の方等ともお話をしながら必要な優良農地の確保、米作りの必要性というのとは一緒に考えていきたいなというふう

に考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、5番目に移りますけども、大きな目的が人口減少対策なんだということなんですけども、我が町が置かれている客観的な現状の中で人口減少対策にこの事業が有効な事業となるのかどうか、十分なる検証が必要だと私は考えています。

記載をしていますが、具体的には、1つ、住宅造成から販売まで町が担うことのリスクはないのかどうか。どれくらいかかるのか。

それから、2つ目に呼び込み方式、つまり造ったらどうぞ来てください、家を建てるために買うてくださいますというようになりますので、初期投資は甲良町がしなければならない。このことをどう考えるのか。

それから、3つ目は、空き家が、これ、中学生議会で回答がされました。162戸あるんですね。どういうように受け止めているか。

それから、4つ目は、民間の事業ベースで今まで着手されていない事業ですね。つまり、白地に変換をするというのも、これ、民間でもできることです。しかし、その民間事業が、ベースがされていません。そこを甲良町、行政が担うというわけですから、大変重い問題を抱えるというように思いますが、この点いかが考えておられるでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 以下4点のご質問にお答えしたいと思います。

1点目の宅地造成から販売まで町が担うことのリスクについてでございます。

まず、そもそも論なんですけども、リスクがゼロ、リスクが全くないもうけ話がないといったようなこと的前提はちょっとご理解いただければなと思います。

その上で、甲良町が事業主体となり、用地買収、造成、販売を行うことから、用地交渉の難航であるとか造成事業の入札が不調になってしまうことであるとか、スリーピングストックの管理といったような様々なリスクというのは一定想定されるものであり、そういったリスク要因を慎重に排除、回避していく必要があるというふうに考えております。

2つ目の呼び込み方式というふうに言っている呼び方なんですけども、住宅建設を希望する人に宅地を販売するといったこのやり方を呼び込み方式というふうに呼ばれる、を指して言われるのであれば、議員お考えのとおりであるのかなというふうに思います。

3点目の空き家の点でございます。

中学生議会で162戸といったような数値、ご説明させていただきましたけ

れども、令和4年にスタートしました本町の空き家バンクを通じまして一定数の空き家の利活用というのは進んでいるわけなんですけども、しかしながら手放すことを望まれない所有者であるとか、望まれましても老朽化が激しく利活用がとてもできないような困難な住宅といったようなことも多く存在しますことから、この空き家をもってしてこれを利活用して住宅ニーズに応えていくといったようなことは一定難しいものがあるのかなというふうに考えております。

4点目の民間の事業ベースで着手されないといったようなことにつきましては、確かに近隣市町では進んでおるような住宅開発が進んでいないというような現状、確かにあるわけなんですけども、前段でご説明しましたように、当該農地が農振青地と、青地農地であるといったようなことから法的な規制が厳しいことを理由として民間事業者による開発が至らなかったのかなと。そういうことが一定敬遠されたのかなといったようなことは想定するところです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 4点回答いただきましたけども、それに対するそれぞれの疑問点を私はぶつけていきたいというふうに思うんですが、農地からの開発は地方自治体などの公的な団体しかできないというように打合せというか、すり合わせのところで聞きました。しかし、多賀町や豊郷町では宅地造成が盛んに民間ベースで進んでいます。これは需要を読み取っている証だというふうに考えますが、今まで宅地分譲事業があまり実施されていないという甲良町では需要が極めて少ないからではないかというふうに考えるわけなんですけども、どうでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 今回この事業を進めていく上で近隣市町の担当課であるとかいったようなことのお話もお聞きしまして、実際現地もお伺いしながら豊郷町であるとか愛荘町で進められている分譲宅地の現状を見ますと、議員おっしゃるように民間による宅地開発、それから建売住宅というのが進んでおるわけなんですけども、愛荘町、豊郷町の場所、いずれも農振白地で、いわゆる圃場整備がされていないようなところで開発が進められているというような現状が、全てと言いませんけれども、その多くが農振白地というようなところで進められているというような事実があり、やはりそういったところの法の規制のハードルの低さを狙った民間事業の開発というのが進んでおるのかなと。それに比して、住宅の際々まで圃場整備をされている甲良町の農振青地だらけのところでのやはり開発というのは、民間開発というのはなかなか進まなかったのかなというふうに考えます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、この空き家の問題ですけども、確かに空き家の発生というのは様々な原因が考えられますし、必ずしも空き家を利用して入居、誰かがす

る、ないしは親族が住み続ける、こういうようにはなかなかならないわけですが、しかし、人口減少傾向が確実に進んでいるということが1つの証になっています。この点でもしっかりと見ていく必要がありますし、膨大な予算を使って初期投資をしなければならないということから見ると、その需要との関係をよく見ていく必要があるというように思います。数値は162戸というように空き家があったことについて中学生議会で、私、傍聴していて、ああそうか、そんだけ大変なんだなというように思いました。それはそれでそれぞれの理由があって、必ずしもそれが甲良町から離れるという理由だけではないですし、社会的に減少する問題もございますので、ありませんけども、その空き家の状況、つまり人口減少が確実に進んでいることについての対抗策として出てきましたが、それが本当に十分な対抗策になれるかどうかについては、やはり十分な検討が必要だというように考えています。どうでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 住宅ニーズという観点からこの4ヘクタール、約100近くの宅地を造成するといったようなことで、そんだけ必要なのかといったような必要性の観点というのは、私どもも考えておりますし、今県との協議を進めていく中でもその必要性というのは問われております。

その問われている中では、一定コンサル業者、今ほどもおっしゃっていただいた一定の予算の委託費用なりを使いながら調査を進めながら、甲良町の方々がどの近隣の市町にどういった世代の人たちが出ていかれているのか。それから、どういったニーズがあるのか。それから、近隣での住宅着工戸数がどういった着工状況なのかといったようなことであるとか、あと、出ていかれた方の出ていかれた理由であるとか、そういったこと等を考えながら住宅宅地があればとどめ置けたのかなといったようなことを考えつつ、その出ていかれた方がどの程度残れたのかな、今後出ていく方をどの程度とどめ置けるのかなといったようなことの必要性というのは今後県に説明していく中でご理解を求めていますし、そのデータというのはまた今後議会の方にもお示ししながらご説明を図っていきたいなというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 近隣、とりわけ考えますのは多賀町で、98戸でしたかね、甲良町の業者が開発をして完売をしたというように聞いていますね。そういう点で、町を選ぶという点で甲良町をきちんと選んでもらえる大前提の点で多賀はどの部分で優秀なのかという点でも見通しがつきませんが、そんなことも1つの選択肢の内容になる。その選択肢を考えずにやっぱり安い値段で売ろうとすると、いろんな点で工夫が要りますよね。そこで事業の計画や調査ですね。それから造成販売まで投入する費用、これは大変膨大になると思います。起債を

張るにしろ町財政の負担は他の施策を圧迫せざるを得ないと考えますが、どのぐらいの財政規模になるのかという点で、今示せることにはならないかなと思いますけども、ざっとでも示せるんでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 今その辺の事業費であるとかいったようなことの算定を様々なパターンで想定しながら算定しているところですので、今お示しできるようなものというのは確定的なものはないです。

といいますのが、用地買収をどの程度の金額でできるのかと。低く低く抑えれば抑えられるほど当然事業展開有利にできますし、しかしながら、やはり地元交渉が難航していく中で用地交渉難しく、やはり用地買収費を上げていかななくてはならないというふうになりますと事業費も当然かさんでいきます。そういったところ辺の算定というのが一定今後必要になってくるのかなというふうになってくるので、今事業費がこれぐらいで用地交渉費がこれぐらいでというのがなかなか難しいかなと思います。

ただ、町長がおっしゃっていただいているのは、町が事業主体となることで地元の用地買収する中でも地元に対する信用度は当然あるだろうといった点。それから、造成であるとか上下水のそういった整備を町が行っていくという中では、一定入札制度なりを使う中で安価に抑えられていくといったようなこと等を含めていけば、全体の事業費は一定抑えていけるのかなと。

また、おっしゃっていただいた財源の中では、やっぱり過疎地指定をいただいた中で、過疎債というのを最大限利用する中で、一定7割の事業費の交付税バックといったようなことがありますので、そういったことを全体で考えながら町の財政支出というのは最低限に抑えられるような工夫というのをしていく必要があるなというふうには考えております。

いずれにしろ、具体的な金額というところは一定算定しながらシミュレーションは組んでいるわけなんですけれども、今後県との協議をしていく中でそういった実現性ということを図りながら、一定の時期には議会の方にもお示しできればかなと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 用地買収の展望を考えると、公共事業でぜひ必要だということから見ると、世間一般で言われる入札をされている金額が大変少ないです。低い金額で1反当たり60万とか30万とかいうように、破産をしたところの売却がされているのが聞いたことがございますし、それから甲良町内で公共施設の用地を買収するとなると300万、400万、それよりも高い金額で買収をした事例が過去にも幾つもあります。そういうのを、町民から見れば、農地を手放すのであればこんだけの金額が欲しいなというのが出てきます。かなり用地買

収の金額がうんと跳ね上がってくるというように思いますが、その点も十分加味される必要があるというように思いますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 議員言っている用地交渉の困難度というのは、この事業に限らずどういった公共事業についてもつきまとうお話であります。その辺というのは、町がこのまちづくりをしていく上での必要性というのを地元の人にご理解をいただく中で、なるべく安く事業展開をしていくための必要性というものを説きながら事業展開ができればなという希望的な思いを持っていますし、ご理解に努めていきたいなというふうに思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われた事業の必要性、事業の合理性、そして事業の正当性ですね。このことを用地買収のいわゆる地権者がそうだねというように理解をしてもらう上では、最後に聞きますが、町民対象にこの事業の展開についてどう考えるか。賛成か反対かだけではなくて、どういうふうに考えているのかというアンケートですね。それから、町外の移住を呼び込みしていくわけですから、もちろん町内におられる方の若い世代が新しいところの団地に引っ越す、家を建てる、こういう需要も中にはあるかと思えますけども、その需要の予測の1つとしてネットアンケートや町民アンケートを実施していったらどうか、していく必要があるというように、私、考えますが、いかがですか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 今この場でアンケートしますという回答を私がするにはちょっと、町長もいらっしゃらない中でもございますので、ご意見としては頂戴したいと思いますが。

ただ、今回の総合計画をつくる前段で住民アンケートを取った中では、およそ5割の方が住めるところ、定住できる場所があれば、そういう宅地があれば住みたいのにといったようなご要望があったという、それが半数以上あったという事実はございます。

また、実際甲良町から転出された方のおよそ半数以上はこの1市4町の近隣に住まわれているといったような事実もございますので、そういった当時のアンケートであるとか転出されている方の転出状況なども考えましても一定のニーズであるといったようなものは存在しているのかなというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町の推進する立場から見ても、正当性を与える上で過半数を超える圧倒的な町民の方がこういう事業をぜひやってほしいという後ろ盾になるというように思いますので、そこは考えていく必要がありますし、私は大変危惧を

する事業だというように予算の段階から討論はしてまいりましたけども、町民の声を聞いていく必要があるというように思います。

中日新聞で見ますと、これ、30代の方は積極的な、やってほしいということが書かれていますし、もう1人の年配の方かな、これ、難しい。お金が先に出ていく分、難しさがあるなというように取材に答えておられますので、ぜひ町長含めて庁舎内でアンケート、ネットアンケートなどが実施できるように検討いただきたいというように思います。

次に進みます。

学校体育館の熱中症対策についてです。

これは本当に近年、特に去年、それから今年、大変な暑さでした。熱中症アラートがもう随分の日数で発せられている最中でもありますし、その中で学校体育館にエアコンを設置することをぜひ真剣に検討する時期に来ているなというように思いますが、まず見解お尋ねいたします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 教育委員会では、児童・生徒の安心安全を考えて体育の授業での体育館使用、それ以外に運動場等の外での活動も含めて常に協議は行っているところでございます。

ただし、空調の設置というより、児童・生徒の活動に関して暑さ指数を考慮し、判断しているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、小中3校の体育館の室内温度を測ったことがあるのであれば、報告願えますか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 体育館の温度を測ってずっと残しているというのは、ないとは思いますが。

ただし、1学期なんですけど、1学期の後半に東西小学校、中学校ともに暑さ指数31を超えると活動をやめていくということになっているんですけど、2、3回程度活動の中止、変更の方を行ったというふうに聞いています。

この暑い時期なので、常に体育館、外の温度、暑さ指数は、毎日測っていただいております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、費用との関係を見ますと、やっぱり足踏みをしてしまいますね。十分なる環境をやっぱり子どもたちに与えたいというのは教育委員会にしろ保護者にしろ誰もが思っているところだというように思いますけども、補助制度などを活用して、財政難を理由にして先延ばしができない状況ではないのかなと。つまり、中止をせざるを得ないというようになると、カリキュラ

ムをつけた上で学校の行事、それから子どもたちが伸び伸びと遊べる、それから授業を受ける、そういう状況が阻害されているわけですから、その阻害をやっぴり除去して改善させるというのが私たちの仕事だと思いますし、教育委員会もそのことを心を砕いておられると思いますけども、国やそれから県に陳情をして、そして大幅な補助の制度をつくっていただいて、これ、空調を入れるだけと違って、室内の温度が、体育館内の温度が上がらないような外壁の工事が必要になると聞いていますが、そういう点でもこれからの対応をぜひ考えていただきたいというように思いますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 財政難を理由に先延ばししているというものではございません。先ほど答弁いたしましたとおりの運用をしているというものでございます。

補助金、交付金なんですが、学校施設環境改善交付金というのがあります。ただし、これにつきましても断熱性が確保されている体育館のみに交付される金額になっておりますので、甲良町では難しいのかなど。議員が言われるように、確かに今後は空調の設置というよりも温度を上げないような工夫であったりとかというのは必要になってくるのかなどというのは思いますが、以前教育委員会本会議が開かれ、そのときに教育委員さんの方にもこのことは投げかけてみました。うち、小学校特になんですけど、オープンスペースが多いので、そこでの活動等も考えていってはどうかという意見もありましたので、今は今答弁したような運用で教育委員会としてはやっていきたいなというふうには考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この熱中症が大変心配される高温の猛暑ですね、酷暑ですね。これが続いていきますので、子どもたちの教育もそうですし、それから身体的な成長の点から見ても、また遊び場として休憩中に遊ぶ場所としても、大変グラウンドから見ると室温が下がるという状況も提供していく必要があるというように思いますので、今後の検討課題にぜひともしていただきたいなというように思います。

続きまして、南海トラフ地震への備えについてお尋ねをするものです。

気象庁は8月8日、日向灘地震を受けて南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を初めて発表しました。15日には解除をされています。

まず、本町の対応はどのようなものだったかお尋ねをします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 地震の情報に伴いまして、防災担当課による警戒体制を整えたというところでございます。

これにつきましては、建設水道課長、私、総務課長、及び指定された職員に

よりまして情報収集をするということで、そのような体制を整えたというところでございます。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この注意を受けて、巨大地震に関する本町の防災計画の見直し、充実が求められているのではないかというように思います。特に我が町の周辺には活断層が幾つも分布をしています。警戒が必要だというように思います。

専門家の解説では、警戒レベルが発せられなくとも突然発生することもあり得るというように強調をしています。日常的な心得や対応が必要になってくるというように思いますし、とりわけ南海トラフの場合は連続して大きな地震の後、活断層が動くというのが直下型などが考えられてきます。その点でも必要だというように思いますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今現在の甲良町の防災計画につきましては、令和3年3月で作成をしております、もう3年が経過をしておるところでございます。

1月の1日に発生しました能登半島地震では特に受援の体制の強化でありますとか、8月にも発生しました今日日向灘地震もありました、このことから策定の期間も経過をしておるところでございますので、来年度から見直しの作業を想定しております。

この8月におきましては、甲良町、防災会議を開催いたしまして、関係機関の皆さんにも情報提供を含めたことということでお願いをしたというところでございます。

見直しを行う中で、計画、マニュアルをより充実したものに、いろんな面で協力を得て作成をしていただきたいと思いますし、昨今ですと高齢化でありますとか、甲良町はあんまり少ないんですが自治会の加入率とかも、そういうことも考慮もしていく今後は必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 たまたま、私、テレビを見ていましたら、9月1日のテレビですね、地震の特集をされていまして。地質学者が最近の地震学の発展を映像で解説されていしましたが、日本列島そのものが5つか4つのプレートに分かれて、それぞれ別の方向で動いている。その接点のところで巨大地震が発生をしているというような状況が生まれています。その点でも今後の防災計画の見直し、甲良町に当たるのかどうかという点を見ていく必要があるというように思います。

専門家のアドバイスでは、まず何よりも近いうちに必ず起きる。これ、私どもが発行しています新聞の9月1日号で南海トラフの高まる危険というので巨

大地震プラス巨大津波の中で、岡村眞さんが、高知大学の防災推進センターの客員教授をされている方がコメントを出しておられます。

肝に銘じて、避難云々よりも家の中で死なないということを強調されています。住宅の耐震化、家具等の固定、転倒防止等と呼ばれています。この甲良町での耐震化計画は十分に進んでいるとは見られていないというように思いますが、その点の進行状況も十分に見ておく必要があるというように思いますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 所管は建設水道課にはなるんですが、救える命は必ず救うということが、これ、基本かと思えますし、こっちに、お手元にもあるんですが、地震対策の無料診断等、こういうパンフも用意されておりますので、そういうところからしっかりと啓発等はしていくべきであるというふうに考えます。以上です。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。今おっしゃっていただきました耐震化促進計画につきましては、令和3年度議会の方に報告させていただいて、甲良町においては策定済みとなっておりますので、そういった中で、耐震化ができていない公共の建物とかそのあたりも明確にさせていただいておりますので、また参考になった資料の方をお渡しさせていただきます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、個人さんの自宅の基準が定まる以前の古い住宅ですね。この方については、これ、黒潮町、四国の黒潮町の記事ですけども。あっ、和歌山ですね。串本町と、それからもう一つは黒潮町が載っています。耐震化を満たしていない家については町の職員がそれぞれ訪問をして、逃げる前に家が倒れてくる、それから家が潰れるような状況ではいかないので、ぜひ、資金の面もあると思えますけども耐震化を進めるようにというような説得活動もされているように、その点でも個別の対応をぜひ温かくしていただきたいなというように思います。

我が町でも古い基準の時代に建設された家の耐震化がなかなか進んでいないというように、これは資金の問題が大変大きいと思えますし、それから高齢化になってもう諦めているというのがあるかなと思えますし、もう一つはそこまでこんな大きな地震は起こらないだろうという、私たちは安心感を先考えますので、そういうようになっている背景があるのかなと思えますけども、昨今の東北地震から、その前には阪神淡路の大震災から、地震の活動期に入ったというように言われています。ですから、南海トラフについては本当に30年以内というよりももっと近い段階で起こってくる可能性は非常に高いというのは最

近の研究者の報告ですね。ですから、そのことも訴えていただいて、家の耐震化を進めるようにというように説得の状況も、庁舎挙げて、担当課だけでなく総務課も入れて進めていただきたいなと思いますが、最後によろしく願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり、耐震化につきまして補助金等を出して広報等はしておりますけど、まだまだ十分なものとは言えませんので、そのあたり、担当課として気をつけて対応の方はさせていただきたいと思っております。

甲良町の方におきましても、県の平均よりは耐震化率は高くはなっておりますけれども、やはりまだまだ十分とは言えませんので、今後そういった対応を取らせていただきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、本当に国、県も真剣に巨大地震が迫っている、準備をされているというように報道されてはいますが、その国、県が支援、補助を厚くして巨大地震での犠牲者ゼロをめざす甲良町の取組として要請もし、そして町独自でもできることを努力して、私たちもその全力に尽くしたいというように思いまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時25分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 西 川 誠 一

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣